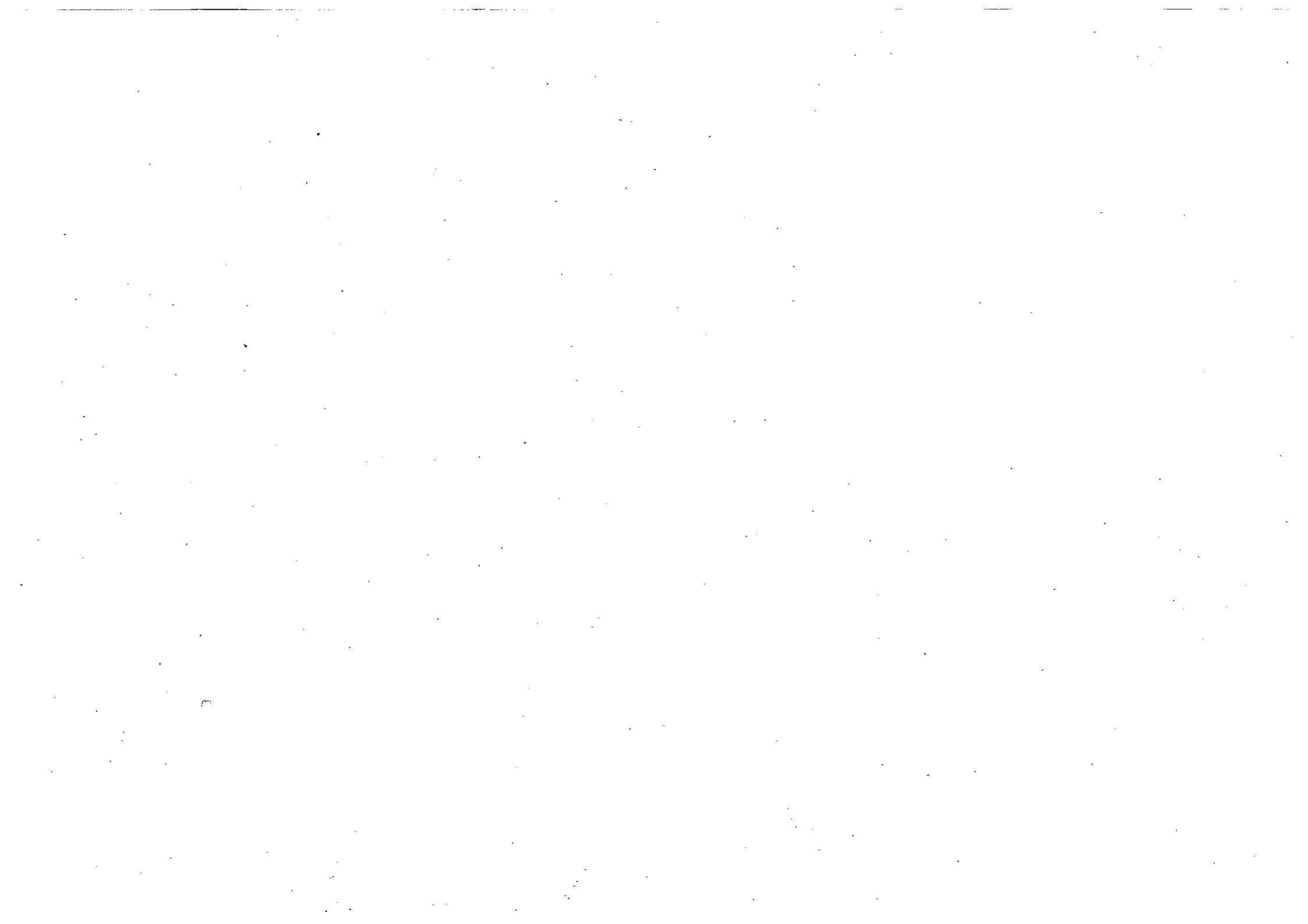


令和2年度 第2回埼玉県少子化対策協議会 資料

- P 1 資料 1 令和3年度概算要求 結婚新生活支援事業の概要紹介 (内閣府作成)
- P 8 資料 2-1 待機児童対策協議会 活動報告
- P 10 資料 2-2 少子化対策協議会子育て支援ワーキング実施状況について (報告)
- P 11 資料 2-3 オンラインによる子育て支援～新たな子育て支援のかたち～
- P 17 資料 3-1 多子世帯支援事業の検証及び今後のあり方についての意見聴取
- P 22 資料 3-2 多子世帯支援の推進について
- P 26 資料 3-3 多子世帯応援クーポン事業
- P 27 資料 3-4 多子世帯応援クーポン事業に係る意向調査
- P 28 資料 4 SAITAMA 出会いサポーターセンター事業 進捗状況
- P 30 資料 5-1 子ども・子育て支援情報公表システムについて
- P 31 資料 5-2 埼玉県市町村別処理状況 (10月16日現在) (内閣府作成)
- P 32 資料 5-3 ここ de サーチ始まります (内閣府作成)
- P 33 資料 6 児童館等における中高生の居場所づくりの取組について
- P 44 資料 7 子供の食を守るための活動について
- P 46 資料 8-1 保育分野での就学や就職のための支援資金貸付制度
- P 47 資料 8-2 新卒保育士就職準備金貸付事業の変更点
- P 48 資料 9-1 ひとり親世帯臨時特別給付金の執行状況について
- P 49 資料 9-2 ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ① (厚生労働省作成)
- P 51 資料 9-3 ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ② (厚生労働省作成)
- P 53 資料 10-1 SNSを活用した児童虐待相談事業
- P 54 資料 10-2 里親委託推進事業
- P 55 資料 10-3 里親制度ってなんだろう？



令和3年度概算要求

# 結婚新生活支援事業の概要紹介

令和2年10月29日

内閣府子ども・子育て本部

少子化対策担当

# 結婚新生活支援事業 (補助率1/2)

## 背景

「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされて

### <新婚世帯への支援を要する理由>

#### ●結婚に踏み切れない主な要因は経済的理由 ①

○結婚の障害として「結婚資金」と回答した割合

⇒未婚男性(18~34歳) ...43.3%

未婚女性(18~34歳) ...41.9%

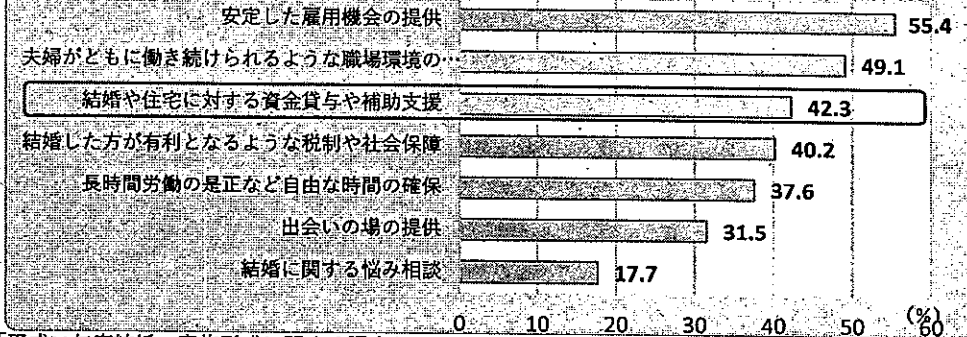
○結婚の障害として「結婚のための住居」と回答した割合

⇒未婚男性(18~34歳) ...21.2%

未婚女性(18~34歳) ...15.3%

#### ●結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組 ②

回答者：20~30代の未婚及び結婚3年以内の男女



【出典】①国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(独身者調査)」 ②内閣府「平成22年度結婚・家族形成に関する調査」

## 事業概要

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

令和3年度においては晩婚化・晩産化の更なる進展等の情勢を鑑み、要件の見直し等を検討。

### 【現行要件】

●対象世帯：夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ夫婦の合計所得340万円未満(世帯年収約480万円未満に相当)の新規に婚姻した世帯(但し、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除)

●補助対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用

●補助率：1/2

●補助上限額：1世帯あたり30万円(国が15万円補助)

※対象世帯、補助対象、補助上限額は地域の実情に応じて上乗せ・縮小が可能。ただし、上乗せ部分は本補助金の補助対象外。

※結婚祝い金(現金)や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外

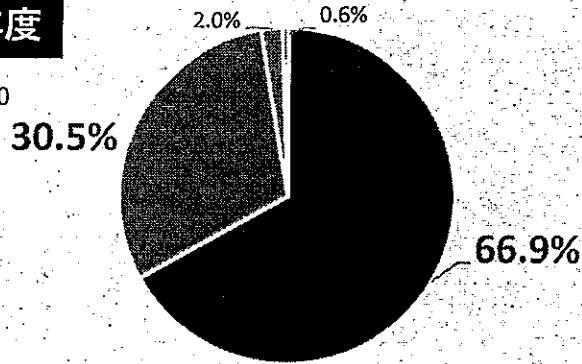
# 結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果 (令和2年9月)

## 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

◆本事業がとても役立った割合が増加。※H29項目なし

令和元年度

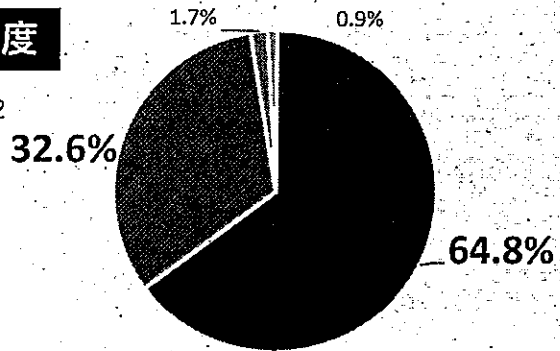
回答数：1,180



- とても役立った
- ある程度役立った
- あまり役立たなかった
- まったく役立たなかった

平成30年度

回答数：1,502



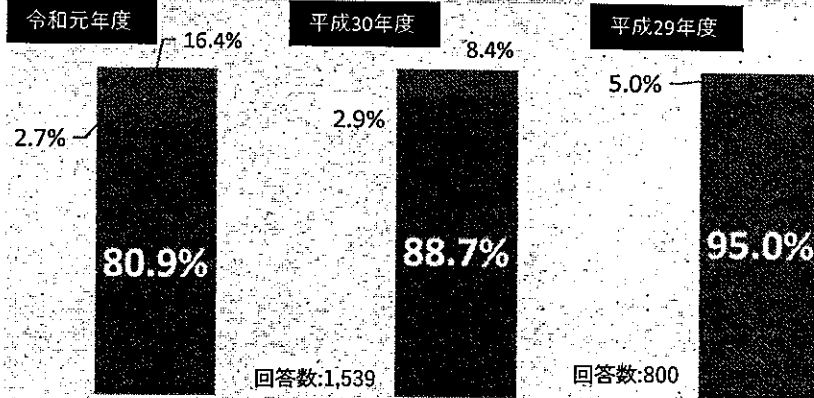
- とても役立った
- ある程度役立った
- あまり役立たなかった
- まったく役立たなかった

## 地域に応援されていると感じるか

◆どちらでもないと感じている割合が増加

令和元年度

回答数：1,183



回答数：1,183

- 感じる
- 感じない
- どちらでもない

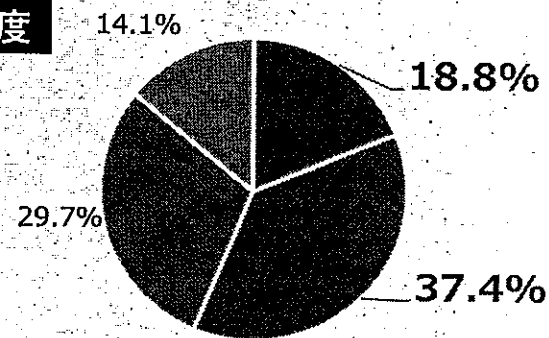
※平成29項目なし

## 本事業は結婚へのきっかけの1つになったか

◆婚姻届出前に本事業を知った半数以上がきっかけとなったと回答

令和元年度

回答数：516



- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

## 結婚新生活支援事業に関するQ&A

### ●移住・定住を促進する意図でも可能？

⇒可能です。ただし、事業目的として「少子化対策」や「経済的不安の軽減」などの文言を要綱中に明記してください。目的が、「移住・定住促進のみ」とすることは認められません。

### ●家賃・引越費用等を補助する既存事業でも対象？

⇒対象とはなりません。ただし、既存の事業を見直して新規に事業を行う場合は補助対象となります。

### ●今からでも事業を実施することは可能？

⇒可能です。ただし、国の交付決定以前に事業を執行することはできません。

## 結婚新生活支援事業 (補助率1/2 ※モデル事業の場合は自治体間連携により2/3)

### 事業概要・現行要件

結婚に踏みきれない主な要因が経済的理由であることを踏まえ、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

- **補助対象** : 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用
- **対象世帯** : 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得340万円未満(世帯年収約480万円未満に相当)の新規に婚姻した世帯  
(ただし、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除)
- **補助率** : 1/2
- **補助上限額** : 1世帯あたり30万円※結婚祝い金(現金)や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外

### 概算要求内容 ※今後の予算編成過程において、財政当局と要調整

#### ① <拡充案> 令和3年度対象要件

- **対象世帯** : 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満(世帯年収約540万円未満に相当)の新規に婚姻した世帯
- **補助上限額** : 1世帯あたり60万円

#### ② <新規> 都道府県が主導するモデル事業【自治体間連携】

都道府県が主導する自治体間連携により、本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大するモデル事業を重点的に支援。

- **対象要件等** : 補助率を除き同上 ■ **補助率** : 2/3に嵩上げ
- **実施要件** : ①都道府県が中心となり、実施市区町村が広がる取組及び将来計画を提案後、審査のうえ採択。  
②事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための協議会等を設置。  
③新生活の円滑なスタートアップを支援するため、受給者に対し、自治体が実施する家事育児参画促進講座等、結婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組への参加等を義務付け。  
※市区町村が実施する結婚新生活支援事業に係る経費に加え、自治体が実施する家事育児・両親学級、ライフプランニング支援に係る講座等の開催経費も補助率を嵩上げて支援
- ④事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

# モデル事業の実施要件イメージ

(令和2年10月29日時点)

- ① 埼玉県内の結婚新生活実施割合の増加  
令和2年度時点：埼玉県内5市町村（全体約7.9%）
- ② 協議会は既存の協議会でも可。
- ③ 受給者の新生活の円滑なスタートアップを支援するための取組や期待される効果を提案
- ④ モデル事業の課題や申請状況等の情報を適宜フォローアップ

※財務当局との調整により、変更する場合があります。



## モデル事業に関するQ&A

●モデル事業の要件について、国から具体例等の提示はありますか？

⇒具体例をお示しする予定はありません。各自治体の実情等に応じ、創意工夫いただいた提案を審査させていただき、予算の範囲内で上位自治体を選定する予定です。

●採択予定数は何自治体ですか？

⇒未定です。予算の範囲内で上位の自治体を採択する予定ですが、採択予定数については、財政当局との調整の結果によります。

●所得要件や補助上限額等自治体が独自に設定できますか？

⇒可能です。各自治体の実情に合わせて規定してください。※国の要件を超えた範囲は自治体単費となります。

## 待機児童対策協議会 活動報告

施設整備・指導担当

## 1 これまでの実施状況

## 【平成30年度】

回	日程	主な議題
1	6/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月1日現在の保育所等待機児童数について</li> <li>保育士確保・処遇改善、小規模保育の連携施設確保について</li> </ul>
2	8/28	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31度新規事業案（食育推進、保育士確保）について</li> <li>公定価格の地域区分の見直しについて</li> <li>小規模保育事業の連携施設確保について</li> </ul>
3	9/18	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育・保育無償化について</li> <li>◎待機児童対策協議会ワーキンググループ（11市参加） <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な保育士確保対策と地域区分の格差是正について</li> </ul> </li> </ul>
4	11/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度、31年度の保育所等整備計画について</li> <li>保育士の確保・処遇改善について</li> <li>保育士等の子ども優先入所に関する協定について</li> <li>地域型保育事業における連携施設に関する経過措置について</li> </ul>
5	2/19	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育・保育無償化について</li> <li>平成31年度の新規事業について</li> <li>着在保育士等の市町村への情報提供について</li> <li>保育士の不足状況調査について</li> <li>平成30年度の保育所整備の状況について</li> <li>市町村セミナーにおける戸田市と藤市の取組紹介</li> </ul>

## 【令和元年度】

回	日程	主な議題
1	6/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年4月1日現在の保育所等待機児童数について</li> <li>保育士の確保・処遇改善について</li> </ul>
2	10/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度、2年度の保育所等整備計画について</li> <li>保育無償化による保育需要の増加について</li> <li>待機児童対策協議会におけるKPIの設定について</li> <li>保育士確保、病児保育、送迎保育、幼稚園との連携について</li> </ul>
3	2/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度、2年度の保育所等整備計画について</li> <li>待機児童対策協議会におけるKPIの設定について</li> <li>確認指導監査に係る研修事業について</li> <li>保育士確保、保育士の流出について</li> <li>定員を減らした保育所について</li> </ul>

## 【令和2年度】

回	日程	主な議題
1	9/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月1日現在の保育所等待機児童数について</li> <li>令和2年度の保育所等整備計画について</li> <li>令和3年度の待機児童解消見込みについて</li> <li>コロナ禍における送迎保育の運営について</li> </ul>

2 協議会委員 (令和2年9月末現在)

2.6市 (オプザバー参加も可能です)

※ さいたま市 川越市 越谷市 川口市 熊谷市 所沢市 東松山市 春日部市  
 狭山市 上尾市 草加市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市  
 新座市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 吉川市 白岡市

3 今後の展開

保育所等の新設とともに、それ以外の受入枠拡大についても広く視野に入れ、各市町村の状況に応じた手法で待機児童解消を目指す。

(受入枠拡大策の例)

- ・ 既存施設の活用 (定員拡大、幼稚園との連携推進、送迎保育の実施等)
- ・ 民間との連携 (企業主導型保育の活用等)

<参考>

【埼玉県の待機児童数】(令和2年4月1日現在)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2
待機児童数 (人)	1,097	1,026	1,258	1,552	1,208	1,083
前年比 (人)	192	▲71	232	294	▲344	▲125

【年齢別待機児童の割合】(令和2年4月1日現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計
待機児童数 (人)	65	821	131	60	6	1,083
構成比 (%)	6.0	75.8	12.1	5.5	0.6	100.0

93.9%

【受入枠確保の実績と計画】

区分	内容	受入枠	
		R2計画	R1実績
保育所	安心こども基金(又は交付金)による保育所整備等	4,200人	3,652人
認定こども園	安心こども基金(又は交付金)による認定こども園整備等	400人	1,027人
地域型保育事業	小規模保育などによる低年齢児保育の促進	450人	442人
幼稚園の活用や企業との連携	幼稚園における預かり保育の促進、企業内保育所の促進、企業主導型保育事業活用への支援	250人	359人
合計		5,300人	5,480人

## 少子化対策協議会子育て支援ワークショップ実施状況について（報告）

## 1 テーマ

地域子育て支援拠点におけるオンライン子育て事業の導入について

## 2 開催概要

	開催日	参加市町	内 容
第1回	7月7日（火）	19市1町	1 各市町村の取組報告 2 意見交換 ・オンライン事業導入の意義と効果 ・参加市の状況
第2回	8月31日（月）	15市1町	1 事例紹介 2 現場報告（発表） ・実践発表 ・参加市町村との意見交換 （ゲスト：武蔵野市内 地域子育て支援拠点施設長）

## 3 参加市町

のべ34市2町

※ 1回以上参加した市町村 23市2町

さいたま市 熊谷市 川口市 所沢市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市  
 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 越谷市 戸田市 入間市 志木市  
 新座市 桶川市 久喜市 八潮市 日高市 ふじみ野市 小鹿野町 杉戸町

## 4 今後の展開

好事例の収集や国との調整を県が行い、ワークショップで参加市町村相互が助  
 言し合っていていくことで参加市町村それぞれが目指すオンライン事業を現さ  
 せることを目指す。

## オンラインによる子育て支援 ～新たな子育て支援のかたち～



埼玉県福祉部少子政策課  
子育て環境整備担当

### 「オンラインによる子育て支援」導入...の前に考えたいこと

「オンライン」は、地域子育て支援拠点にとっても、様々な可能性を秘めたツールです。

しかし、「なぜオンラインを導入するのか」をよく考えて導入しなければ、現場にとっては負担が増す割に効果が出ない、残念なツールになりかねません。

問. コロナ対策から見えてきたものは。

- ・「新型コロナウイルス感染症」の影響による 拠点の閉鎖や外出自粛。子育て支援の場や機会がなくなってしまいました。
- ・あらゆる分野で、「オンライン」を取り入れる動きが急速に進んでいます。
- ・これまで拠点に繋がらなかった子育て家庭の存在も見えてきました。

問. 地域子育て支援拠点に「オンライン」を導入する意義は。

- ・「オンライン」は、場所の垣根を越えて繋がれるツールです。単に「コロナ対策」だけではない、拠点においても、子育て家庭において、様々な意義や可能性を含んでいそうです。
- ・拠点にとっての「導入効果」や「効果的な実施方法」とは何か。

## なぜ「オンライン」か～コロナ対策から見えてきたもの

■「拠点」の休止や外出自粛、そのとき子育て支援の現場は。

- 「孤育て」≒「リスク」である、ということが改めて認識された。  
身近な子育ての場がなくなったり、必要な支援に繋がる機会が減る  
⇒「家庭内」という閉鎖的な空間での「孤育て」になりがち。  
⇒そのストレスの高まりは、育児困難や虐待の「リスク」を生む。  
○外部の刺激が少ない生活は、子どもの発達にも良くない。

■子育て家庭のニーズはどこに。

- 「子育て支援」のニーズは、人それぞれ。  
支援に繋がるには、多様な入口、多様な方法  
(選択肢)が用意されている必要がある。

■実は「コロナ」だけじゃなかった！

○インフルエンザ、猛暑日、悪天候(雨・雪・台風)...

- 外出がままならない家庭(双子、障害児、病児、家族の病気や介護...)  
⇒「拠点」に行かない・行けない要因は、実は身近なところに様々あった！

コロナに限らず、  
支援から取り残されていた  
家庭は、実はたくさんあった！  
誰も取り残されない社会へ

## なぜ「オンライン」か～地域子育て支援拠点の現状と課題

■拠点は、「親子がただ遊ぶ場でしょ？」という“誤解”

- 拠点の子育て支援機能の意義が理解されにくい【拠点の価値とは】  
⇒拠点の「価値」をどう説明していくか。

■「支援が届かない」という、アプローチの問題

- 「支援が必要な人ほど支援に繋がりにくい」の法則【福祉あるある】  
⇒様々なチャンネルがあった方がいい(支援の多様性)
- ◎支援の「場」は、なくなることもある という現実【感染症対策】  
⇒セーフティネットの構築

■カバーできる親子は限定的、という物理的境界

- 「10組程度の親子が集う場」【地域にはもっと多くの親子がいる】
- ◎「ソーシャルダンス」のジレンマ【集えない、講座が開けない】  
⇒ 拠点機能の「拡張」

オンラインが救世主になれる？！

# 「地域子育て支援拠点」が「オンライン」を取り入れる意義

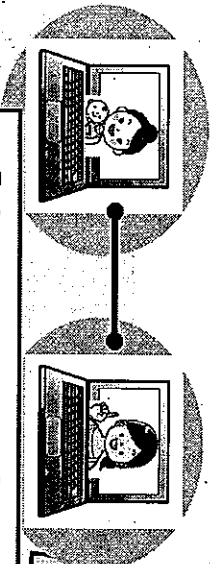
問. 時代は「オンライン」？ リアルの拠点は要らなくなる？

問. 「拠点」の良さはリアルな「場」の提供。オンラインは馴染まない？

NO!

拠点は「オンライン」と組んだら最強

大事なのは、支援の多様性



「オンライン」の良さ



「リアル」を持つ強み



- OPPR効果
- 拡張性＝場所を問わない
  - 新たな利用者層の獲得

⇒「支援」の糸口が広がる可能性

Oいざというときは、直接的な関わりが効果的。

リアルも、オンラインも

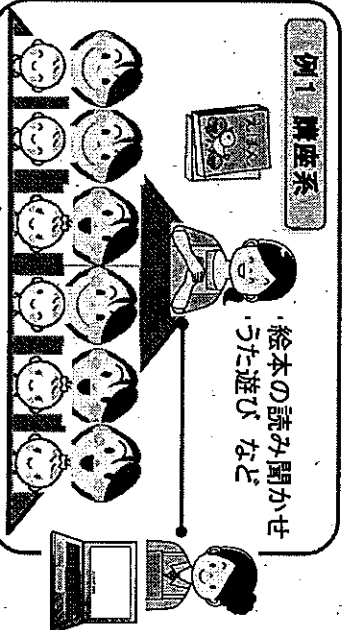
目指すは、「ハイブリッド型」支援

## 導入の準備～オンラインの特性を踏まえたノウハウがある

問. ネット環境と機器さえあれば、簡単にできる？

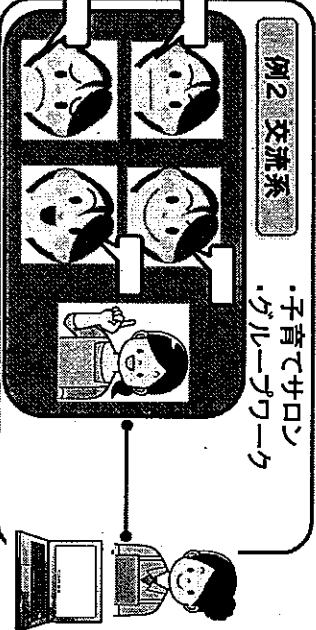
答. オンラインの場の特性を踏まえた運用ノウハウやスキル・機器操作の慣れは必要。

例1 講座系



絵本の読み聞かせ  
うた遊び など

例2 交流系



子育てサロン  
・グループワーク

### ■場の特性と進行の工夫

- ・オンライン特有の、「場」や「時間」の感覚があるため、運営には工夫が必要。
- ・やりとりにも、独特の「間」があり慣れるまで発言のタイミングがつかみにくい。交流を促進するスタッフのサポートや工夫が必要。

### ■環境調整

- ・機器の状態や音量は参加者により異なる。オンラインの接続支援や場の環境を一定に保つための音量調整や画面切替等、運営補助スタッフがサブPCで操作を行う場合もある。

### ■安全への配慮

- ・参加者が、画面を注視して子供への注意が散漫になることがある。直接手を差し伸べられないため、常に補助スタッフが画面で目配りし、安全をサポートする。


### ■進行者


- と運営補助スタッフが連携して行うには、スキルと慣れが必要。


# 「オンライン」導入の準備


問. オンライン導入の際、どのような検討や準備が必要？


## ■実施環境


**通信環境** 

**端末等機器類** 

**背景調光** 

**オンライン会議システム** 

**Zoom** 

**人員体制** 

※リアルタイムの拠点運営との運用等

## ■運営上の留意点・工夫

ストレスなく受講できる環境を整えることは、「参加してもらおうと、非常に大切です。」

音響



時間管理



見せ方



## ■実施内容(コンテンツ)

イベント

講座

サロン(交流)

内容・参加定員・双方向の程度  
実施の頻度 等

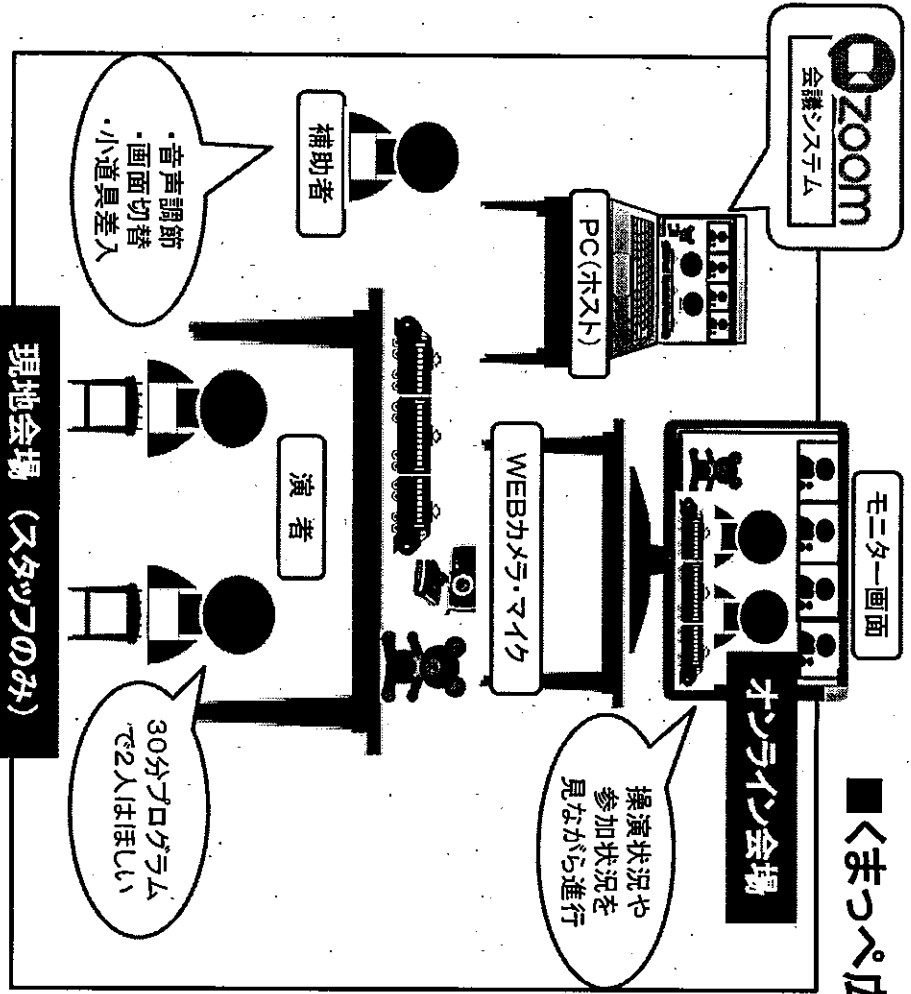
# オンライン子育て支援事業の事例～視察先紹介

	熊谷市	川口市	武蔵野市	さいたま市
事業内容	イベント (歌遊び)	講座 (歯科衛生生講座)	イベント (絵本読み聞かせ)	ひろば・サロン (ベビピピとーく)
所要時間	30分	30分	45分	1時間50分
講師等 (講師・演者)	拠点職員2名	外部講師等1名 (歯科衛生士)	外部講師等1名	外部講師等1名
参加人数	16組	8組	9組 (現4+ホ5)	10組 (現4+ホ6)
事前予約等	予約無・アクセスフリー	予約制	予約制	予約制
オンライン実施中の拠点開所	×	○	△(現場・オンライン同時開催)	△(現場・オンライン同時開催)
実施環境	専用スペース PC1台、モニター、マイク、WEBカメラ	専用スペース(和室) PC1台	拠点交流スペース タブレット端末2台	拠点交流スペース PC1台、スプレッドシート、モニター、スピーカー
その他	・オンライン6月～ ・動画配信からオンラインに移行 ・地域ネットワーク(市含む)等協力あり	・オンライン5月～ ・従前の講座をオンラインにアレンジ ・市がオンライン導入や情報発信を提案 <sup>14</sup>	・オンライン3月～ ・ホワイティを含め約20名が拠点運営に関わる ・市が広報協力等	・オンライン5月～ ・従前のサロンやセミナー等をオンラインでも参加できるように開催している



# 「オンライン子育てひろば」の事例1 (熊谷市)

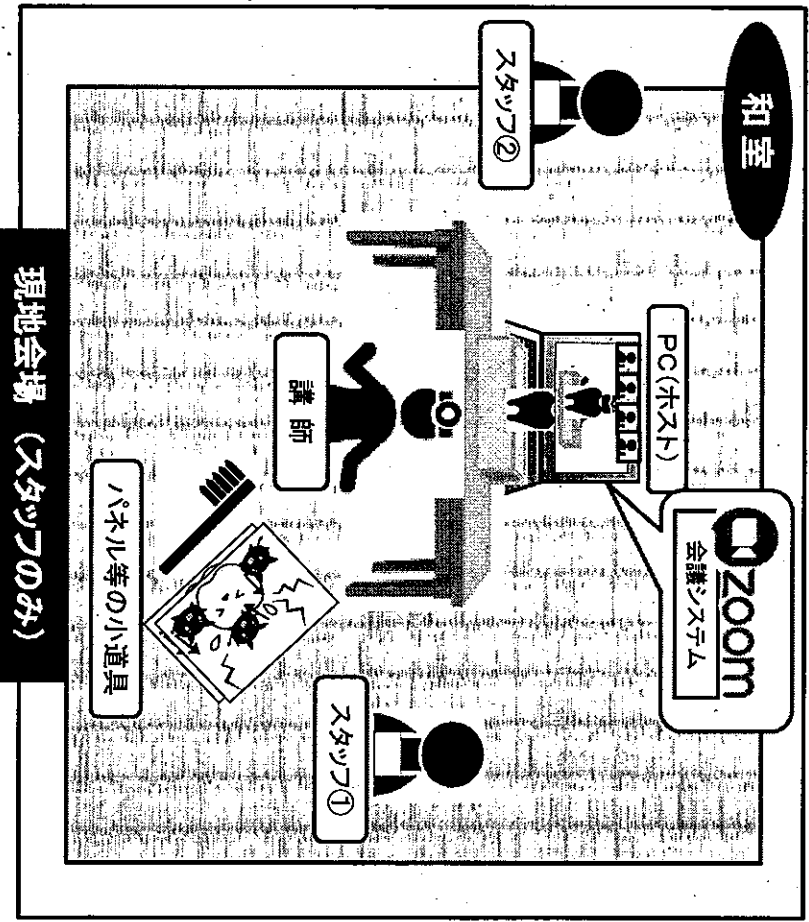
## ■くまっぺ広場～イベント



★発信がメインのイベントタイプ。  
 (参加者には名札の掲示を求め、最後に参加者の呼名はするが、双方向にはほしくない。)  
 テンポの良さとダイナミックさが特徴。「発信」をメインにしているのも、テンプトよく場面展開するため工夫。次々と展開するため参加者は飽きない。

# 「オンライン子育てひろば」の事例2 (川口市)

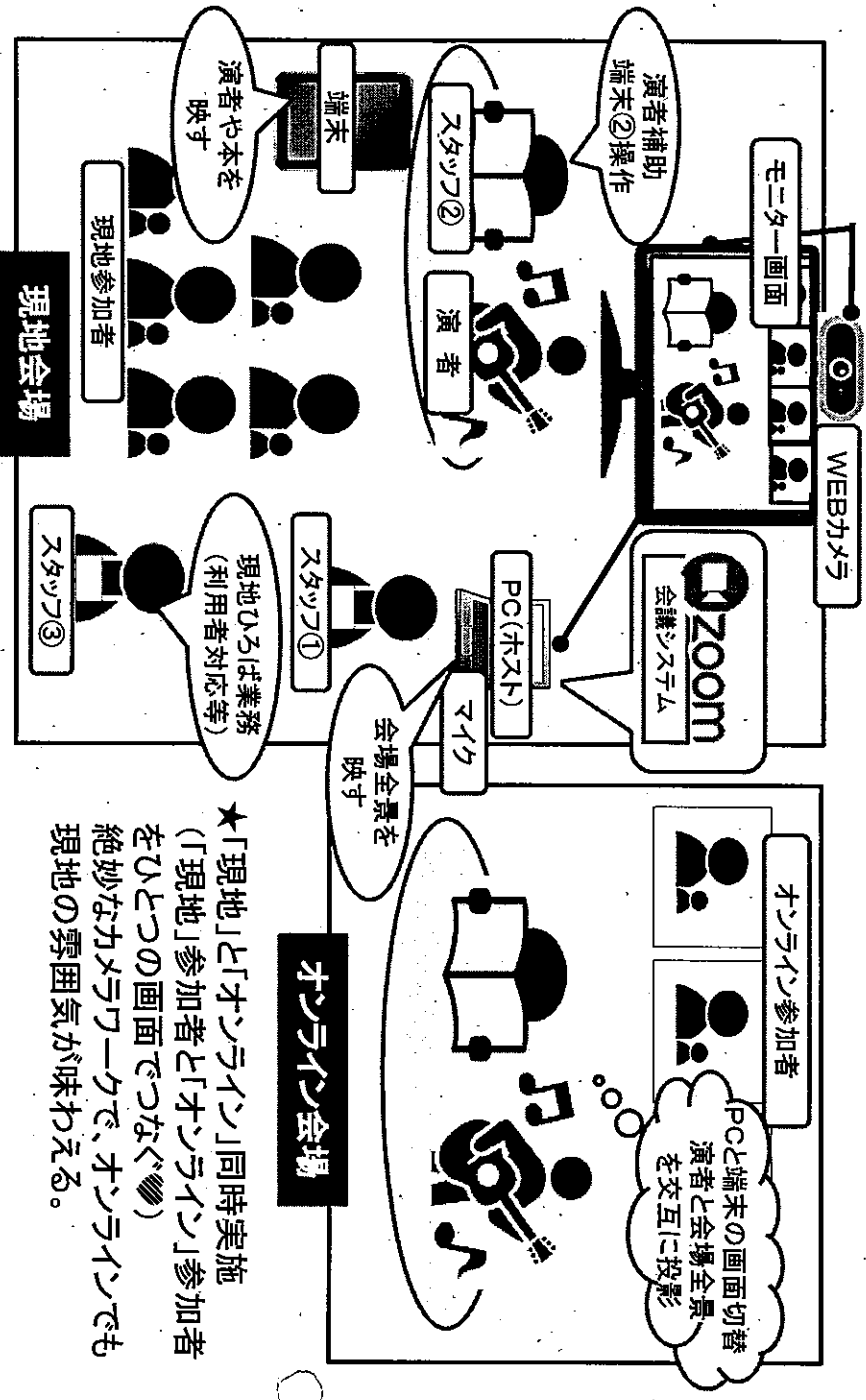
## ■南鳩ヶ谷地域子育て支援センター～歯科衛生士による丈夫な歯の習慣作り～



★和室で運営する講座  
 講師は置に座った姿勢で講座を行う。  
 省スペースで実施できるところがメリット。  
 講師の手の届く範囲に小道具が置け、メインの講座中は講師1人で対応可能。  
 (参加者の接続支援等万一のサポートのため控えのスタッフは必要)

# 「オンライン子育てひろば」の事例3 (武蔵野市)

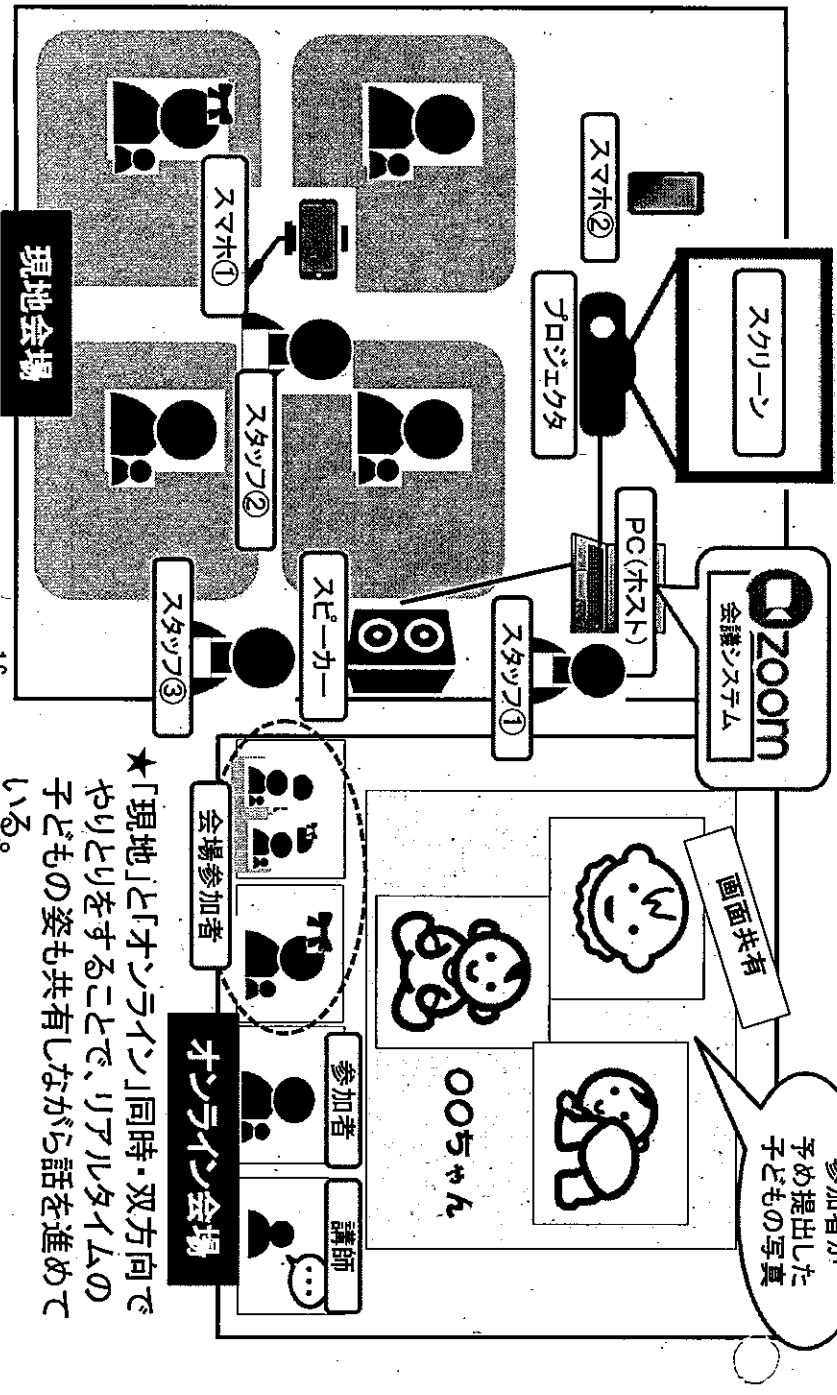
■子育て支援センターみぎきっこ (絵本読み聞かせ)



★「現地」と「オンライン」同時実施  
 (「現地」参加者と「オンライン」参加者をひとつの画面でつなぐ)  
 絶妙なカメラワークで、オンラインでも  
 現地の雰囲気味わえる。

# 「オンライン子育てひろば」の事例4 (さいたま市)

■子育て支援センターみめま〜サロン(ベビベビと〜)



★「現地」と「オンライン」同時・双方向で  
 やりとりをすることで、リアルタイムの  
 子どもの姿も共有しながら話を進めて  
 いる。

多子世帯支援事業の検証及び今後のあり方についての意見聴取

1. 日時：令和2年8月25日(火)～10月15日(木)

2. 意見聴取した専門家(敬称略 五十音順)

伊藤 善典	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授
小松 君恵	株式会社コム 取締役会長
坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク 代表理事
藤池 一誠	株式会社デザイン 代表取締役社長
森田 圭子	NPO法人わこう子育てネットワーク 代表理事
吉川 はる奈	埼玉大学教育学部 教授
吉田 大樹	NPO法人グリーンパパプロジェクト 代表理事

3. 意見聴取項目

(1) 多子世帯応援クーポン事業について

- ①事業の趣旨・目的と事業内容の整合性について
- ②これまでの事業の改善状況についての効果について
- ③引き続き現金ではなくクーポンを配布することの妥当性について
- ④更なる事業の改善の方向性について
- ⑤申請率向上に向けた市町村との更なる連携策について

(2) その他

## 4. 主な意見

## (1) 多子世帯応援クーポン事業について

①事業の趣旨・目的と事業内容の整合性について

- 目的には寄与できていると考える。
- 多子出産の誘因・トリガーになり得る事業であり、すぐに結果が出るわけではないので継続的に粘り強く実施していく必要がある。
- 県による「多子世帯を応援する」という宣言には意味がある。
- 事業の効果が、クーポン利用世帯だけにとどまるのではなく、周りの人・社会にも波及していくようにすることが大事。
- 使っている人にはありがたいが、対象者が少ないので話題にのぼらず、残念ながら気運醸成という点では限定的すぎる。

②これまでの事業の改善状況についての効果について

- まず、経費が圧倒的に削減できており、行政として大きな成果であると考ええる。
- （ドラッグストアなど）登録店舗が増加していることは、使い勝手の向上という面でも良い。
- 物品だけでなく、記念撮影のような「思い出」や母親の健康維持の機会提供など、子どもと生活することを「プラス」「ハッピー」にする発想でサービスを広げたことは、とても大事だと考える。
- 一括配布にしたのは良い。
- 電子申請導入は良かった。

③引き続き現金ではなくクーポンを配布することの妥当性について

- 今負担を感じている母親が子育てサービスを利用しやすくするためには、クーポンの形態の方が良いだろう。
- クーポンの方が政策的な効果は高く、500円単位で長く使う点は、使い切るための意欲にもつながり、気運醸成には良いと考える。
- （直接利用店舗が増えるなど）使い勝手が良くなるのであれば、家計に入らない形になるため、クーポン配布が良い。
- 現金支給は目的達成しているかの結果が見えない。
- クーポンだと産業活性化にもつながる。

#### ④更なる事業の改善の方向性について

- コロナ禍を経て、電子決済やオンライン会議システム等も普及し、社会状況が変わってきており、現在の状況を踏まえた対応を検討した方が良いのではないか。
  - 次の時代を見据えると、紙ではなく、経費がかからず、拡散しやすいアプリ等を考えてはどうか。
  - どんな家族が多子出産しているのか、どうやって家庭を回しているのか等を丁寧に調査して、それを踏まえた施策とすべき。
  - 対象である多子世帯以外にも含めて認知度アップを目指すべき。
  - 「3キュー」というネーミングから事業のイメージがしづらいため、「第3子以降（第3子以上の子がいる世帯）を応援」等のフレーズを入れる等明確化した方が良い。
  - 産まれた時よりその後の方がお金がかかるという声が多く、学用品や本など上の子供の学校に必要なものも対象にしては良いのではないか。
  - 電子申請は文言が分かりづらいという利用者の声もあり、わかりやすくする必要がある。
  - パパ・ママ応援ショップは埼玉県モデルが全国に普及し、県内でも子育て終了世代まで広く浸透していると感じており、一緒にポスターを貼る、のり入れ等のパパ・ママ応援ショップの知名度を活用した連携をした方がよいのではないか。
  - サービスの場合、登録店舗で使うしか選択肢はなく、今後クーポンの対象範囲の拡大については、産業振興の観点からすると、物品よりもサービスに重点を置いた方がよいのではないか。
  - 多くの方にはお店で使う発想しがなく、どこで使っていいか分からず予防接種に使用したという声も聞き、身近な協賛店舗を拡大し、どこで使えるか分かりやすくする必要が有ると考える。
- ⑤申請率向上に向けた市町村との更なる連携策について
- （市町村による周知の効果もあり）現状の申請率90%越えは非常に高い数値。
  - 申請手続きの簡素化として、県に申請するよう促すのではなく、出生届を出すとき、母子健康手帳を交付するときなどにクーポンを渡す、あるいは申請書を書いてもらうようにすればよい。

- 母子手帳アプリ等は、今後さらに普及していくものと考えられ、アプリを活用した周知をしようか。
- 産前からのPRが必要であり、産前から来所する方の多い子育て支援施設や産婦人科の母親学級等での広報を行ってはどうか。
- 市町村の発行する子育てガイドブックは出産前から母親の多くが見ているため、多子にこだわらず子育て世帯に周知効果があるので、ガイドブックへの事業PR掲載を市町村に協力してもらってはどうか。
- 市町村でも子育て支援メール等の仕組みがあるため、メール配信の際は市町村にも送り、支援センター等にも共有するとセンターの職員から対象者に情報が伝わるし、広く話題になる。

(2) その他

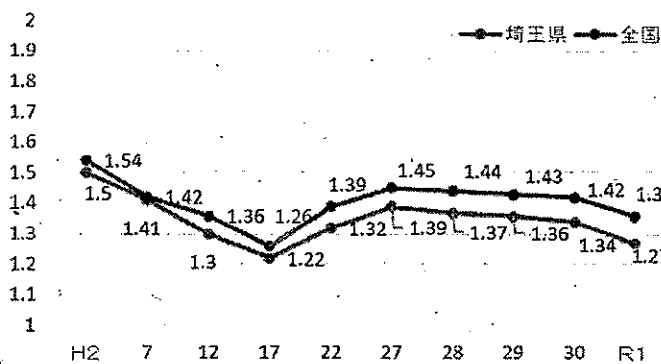
- 少子化対策はすぐに結果が出ず、徐々に浸透していく性質のものであるから、一時的に盛り上がり過ぎて終わりでなく、継続的に実施していくべき。
- (少子化対策の取組が)ここ最近の行政による取組でずいぶん充実してきている部分もあり、こういうことが話題になるようにした方が良く考える。
- パパ・ママ応援ショップのように、社会全体で支援の機運醸成をしていくことを目指すと良いのではないか。
- 2人目をためらう「2人目の壁」が大きいため、2人目からの補助が必要ではないか。
- 多子世帯は手間もお金もかかり支援が必要だが、少子化対策としては多子世帯支援だけではなく、色々な施策(子どものいない世帯に子どもを持ってもらう、両立支援など)とバランスよくセットでやることが必要。
- 現在は多子世帯を「大変そう」とネガティブにとらえがちな社会情勢であることを踏まえて、この事業以外にも気運の醸成に取り組むことが必要。
- 若者の正規雇用の促進、非正規雇用労働者の処遇の向上等を通じ、若者が結婚し、出産できるような環境を整えるよう、県内の事業者団体等に積極的に働きかけをしていくことが必要ではないか。

- 多子世帯・多胎児世帯は、0-3歳時の子育てが特に大変であり、母親等の家族に負担が集中する。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、周囲の助けを得にくいことから、虐待防止の観点からも、多子世帯向けの産前産後サポートを手厚くすべき。
- ウイズコロナのサポートとして、子育て支援拠点等で積極的にウエブ会議システムやSNSの活用といった、オンラインでの支援を行っていきべき。
- 子どもを多く出産するのは若年出産する世帯であると感じており、比較的早く働き社会に出る専門学校、工業高校等にキャリア教育をしっかりとやり、出産して学びの場に戻り、職業訓練を経て、再度社会で活躍する道筋をつけていく必要があるのではないか。

## 1 現状

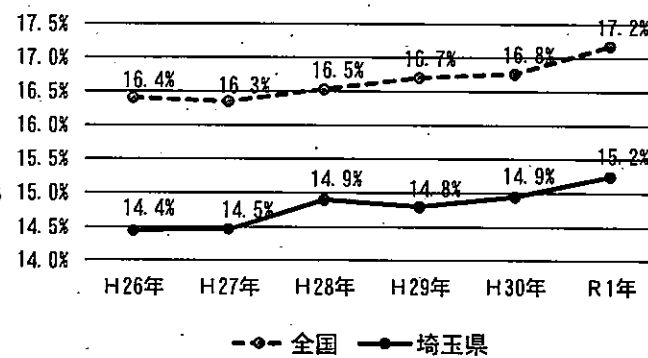
①合計特殊出生率低下傾向 ②第3子以降出生割合微増 ③出生児数の理想と現実

①合計特殊出生率の推移



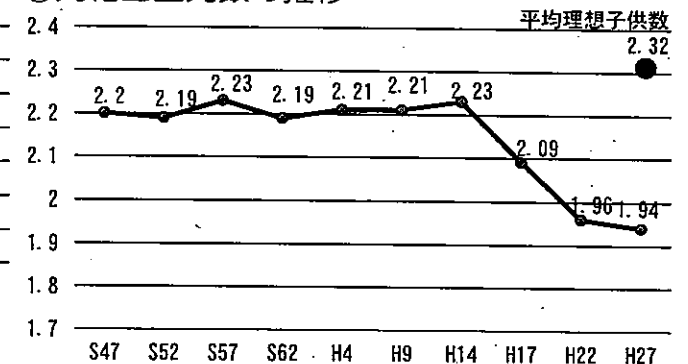
※R1年数値は概数 資料：県保健医療政策課作成

②第3子以降出生割合の推移



※R1年数値は概数 資料：厚生労働省 人口動態調査

③完結出生児数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所 「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）2015年」

## 2 現在の取組

事業名	事業概要	R2予算額	開始時期
多子世帯応援クーポン事業 (3キュー子育てチケット)	第3子以降が誕生した世帯に、子育てサービス等に利用できるチケットを5万円分配布	561,548 千円	H29~
多子世帯保育料軽減事業	保育所等に入所する第3子以降の児童（満3歳未満）の保育料を助成	1,169,247 千円	H27~ (補正)
子育て世帯・多子世帯向け住宅支援事業	多子世帯等に対して、中古住宅等に要する経費の一部を助成（最大40万円）	56,854 千円	H27~

## 3 今後の予定

各分野専門家の皆様からいただいた意見を基に、埼玉県少子化対策協議会（※）において、今後の支援のあり方について意見交換を予定。

※県と県内63市町村が連携し、県内の少子化対策を検討することを目的として、平成28年度から設置する協議会



## 1 事業目的

より多くの子を持ちたいという県民の思いに対し、  
 ①育児負担の軽減、②子育てサービス利用促進（産業育成）、③社会全体で多子世帯応援の気運醸成を図る。



## 2 事業の概要













### (1) 取組概要

第3子以降誕生世帯に5万円分クーポンを配布  
 （子育てサービス等の対象メニューに利用）

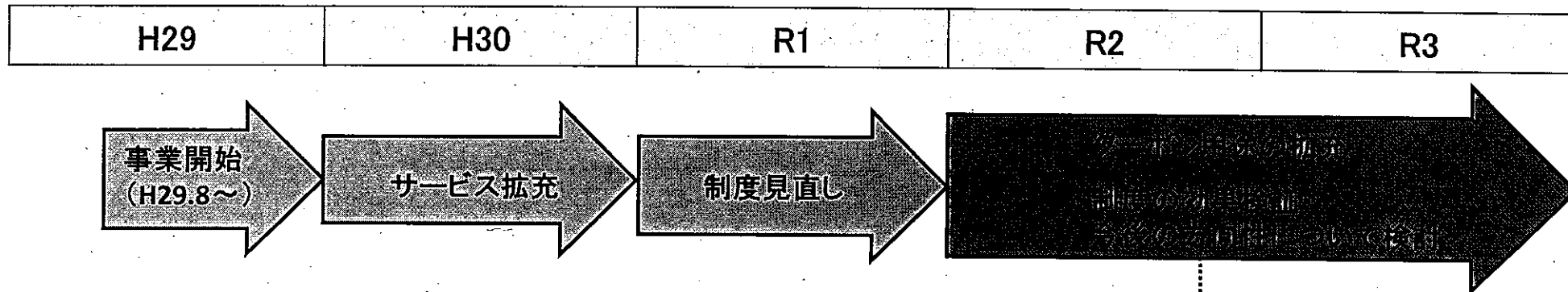
申請世帯：6,778世帯（令和元年度）

利用方法：①登録店舗での直接利用  
 ②対象サービスの換金請求

### <主な対象メニュー>

 おむつ・ミルク おしりふき 哺乳瓶・乳首	 写真館での 記念撮影	 保育園・幼稚園等での 実費徴収金 （バス代おやつ代など）	 子育てタクシー （子ども専用車・乗車 一時預かり）	 ベビーシッター 一時預かり ファミリーサポートセンター	 家事ヘルパー シルバー人材 センター
 マタニティヨガ	 骨盤矯正 マッサージ	 母乳マッサージ 育児相談	 衣類・布団の クリーニング	 飼育フック兼洗濯 任意子犬接懐 （ワンパシオンズ）	 県内遊園地・動物園・ プール・映画館 親子コンサート

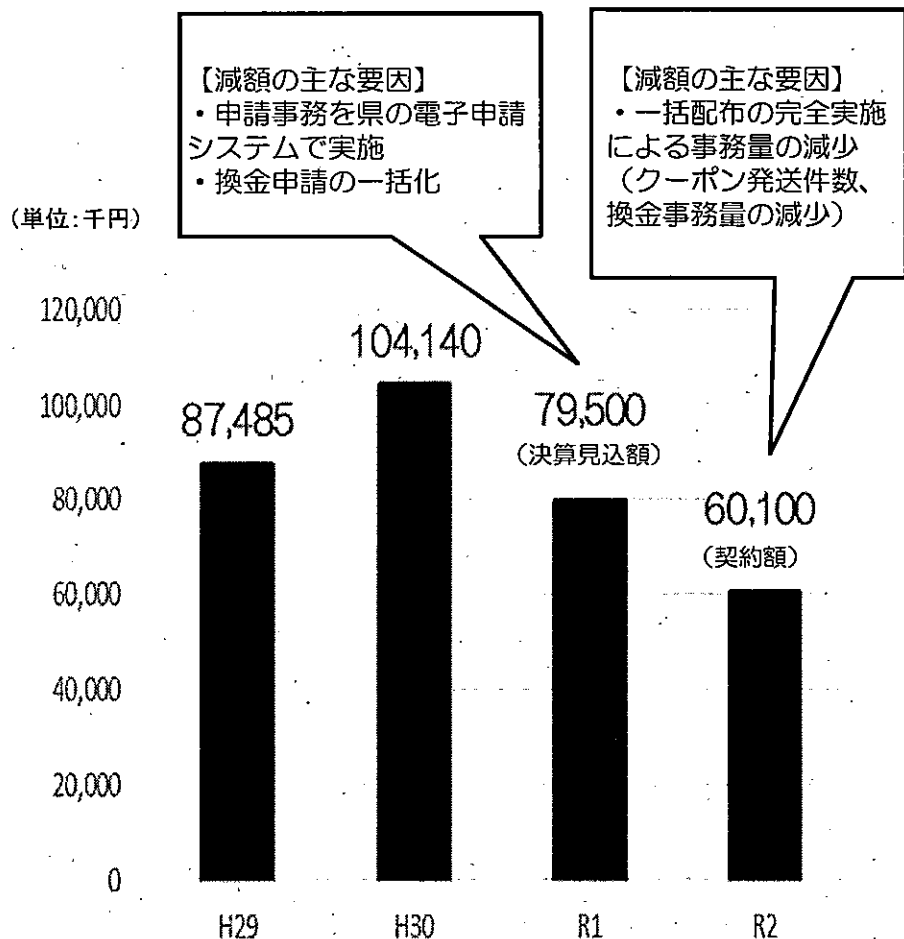
## 3 事業の経緯



- ①専門家からの意見聴取（R2:効果検証・あり方）
- ②市町村との意見交換の実施（R2~R3）

4 事業の効果等

(1) 費用（委託料）の推移



【参考（事務費金額試算）】

県直営の場合 69,742千円 現金支給の場合 20,582千円

(2) 利便性の向上

- H29**
  - ◆利用範囲の拡大
    - 兄弟姉妹を対象としたサービスも利用可
  - ◆サービス範囲の拡大
    - 保育施設等の実費徴収分も利用可
- H30**
  - ◆様々な機会での周知
    - 出生届提出、母子手帳配布、全戸訪問など
  - ◆申請方法の負担軽減
    - 相談窓口のフリーダイヤル化など
  - ◆サービス範囲の拡大
    - おむつ、ミルク購入代、任意の予防接種代、写真館での記念撮影
- R1**
  - ◆電子申請の導入
  - ◆クーポンの5万円分一括配布化
  - ◆利用期間の延長
    - (チケット配布年度の年度末 → 出生年の翌年12月まで)
  - ◆利用者へのプッシュ配信
    - (年4回 登録事業者情報などを配信)
  - ◆直接利用可能登録店舗数の増
    - 75店(H29末) → 409店(R1末)
- R2 (予定)**
  - ◆利用範囲の拡大
    - 子育て用品販売店(アカチャンホンポ等)、美容店
  - ◆サービス範囲の拡大
    - ベビーカー、チャイルドシート、離乳食、子供服等
  - ◆団体等を通じた既存サービスの登録店舗の拡大
    - (タクシー会社、小児科、ドラッグストア等)
  - ◆直接利用可能登録店舗数の増
    - R2年度末目標 1,500店舗

## 4 事業の効果等

### (3) 事業実績 (アウトプット)

#### ●利用状況

項目	H29	H30	R1
申請率 (申請世帯/出生世帯)	42.5%	87.8%	92.1%
利用率 (利用世帯/配布世帯)	68.0%	88.5%	※ 49.0%

※クーポンは令和2年12月まで利用できるため、利用率は確定値ではない。

#### ●直接利用可能店舗数の推移

年度	H29	H30	R1	R2.7末
直接利用 可能店舗数	75	333	409	698

### (4) 事業成果 (アウトカム)

#### ●利用者・事業者へのアンケート結果 (令和元年度回答 857人、117事業者)

項目	H29	H30	R1
(利用者) クーポンに満足している	58.9%	80.7%	82.8%
5万円一括配布に変更となってよかった	—	—	95.2%
クーポンをもらうことで社会から応援されていると感じる	—	70.4%	72.5%
(事業者の登録理由) お客様から要望があったから	2.0%	3.7%	15.4%
利用者が増えると思ったから	11.1%	20.4%	35.9%

#### ●市町村への波及効果 (任意事業への補助対象市町村数)

年度	H29	H30	R1	R2
市町村数	13	17	19	19

#### 【参考】

- ◆市町村任意事業への補助  
市町村が実施する上乗せ給付事業へ補助  
(県1/2・市町村1/2負担)

#### <任意事業実施例>

追加クーポン発行、お祝い金支給、記念品提供



## チケットを直接利用できる登録事業者の状況

R2.3月末 409所 → R2.10月末 1,198所  
令和2年9月に、県内すべての市町村に登録事業者（店舗）が拡大。

## アンケート結果（令和2年9月実施）

### 【利用者】※R2チケット発送済みの利用者が対象 回答数 881世帯

- 満足度 … 80.4% ○ チケットの効果 … 経済的負担の軽減 84.8%
- 満足していない理由 … 利用できる店舗が少ない 64.1%
- 少子化対策に必要な支援 … 妊娠・出産支援 75.3%、保育所整備 66.1%
- チケット方式 … チケットの利用方法が2つ（直接払・換金申請）から選べるのでよい 60.8%  
… チケットならば、家族に遠慮せず、子どもや自分のために利用できる 52.2%
- 現金化 … 現金の方が、使える範囲が制限されないので、子どものための利用につながる 52.8%  
… 現金の方が、将来のための貯金に回せるのでよい 43.0%  
… 現金では、これまで利用したことがないサービスを利用しようとは思わない 41.8%

### 【事業者】※R2.9月末時点の登録事業者が対象（チェーン店は代表店舗に照会） 回答数 222事業者

- 登録事業者になった理由 … 子育て世帯を応援したかったから 72.1%
- 登録事業者になった効果 … チケットについて利用者からの問い合わせがあった 24.3%
- 少子化対策に必要な支援 … 保育所整備 67.1%、妊娠・出産支援 64.4%
- 改善・要望 … もっと3キュー子育てチケット制度を県民の方にPRしてほしい 52.7%

## 市町村任意事業について

- 実施状況  
R2.3末 19市町村 → R2.10月末（見込）23市町村  
※3月に今年度最後の申請依頼を行う予定です。
- 広報の実施について（予定）  
任意事業の財源の一部に県の補助金が含まれている旨の表示  
※詳細は、年度末に説明を予定しています。

【例】



埼玉県のマスコット「コバトン」

## 多子世帯応援クーポン事業に係る意向調査票

市町村名	###
担当課所室名	
担当者職名	
担当者氏名	
直通電話番号	

問1 当該事業への意向をお答えください。

- ① 継続して事業を実施すべき
- ② 要件の見直し等を行い、事業を実施すべき
- ③ 優先度の高い他の事業を実施し、余力があれば実施すべき
- ④ 事業の実施は必要ない

回答

理由

問2 任意事業実施の意向をお答えください。

- ① すでに実施している(継続)
- ② 令和3年度当初から実施したい
- ③ 令和4年度以降に実施したい
- ④ 実施する意向はない
- ⑤ 検討中
- ⑥ 任意事業は実施できないが他の形で協力したい

回答

問3 (問2で①、②、⑤を選択した場合)どのような形で実施を検討していますか。

- ① 県事業への上乗せ事業
- ② 独自事業(祝い金)
- ③ 独自事業(記念品その他)
- ④ その他

回答

事業開始	事業開始年度をご記入ください
対象	事業対象をご記入ください
事業内容	事業内容をご記入ください
予算額	令和3年度予算要求額(見込み)をご記入ください

詳細

問4 問2で③、④又は⑥と回答した市町村は実施しない理由を御教示ください。

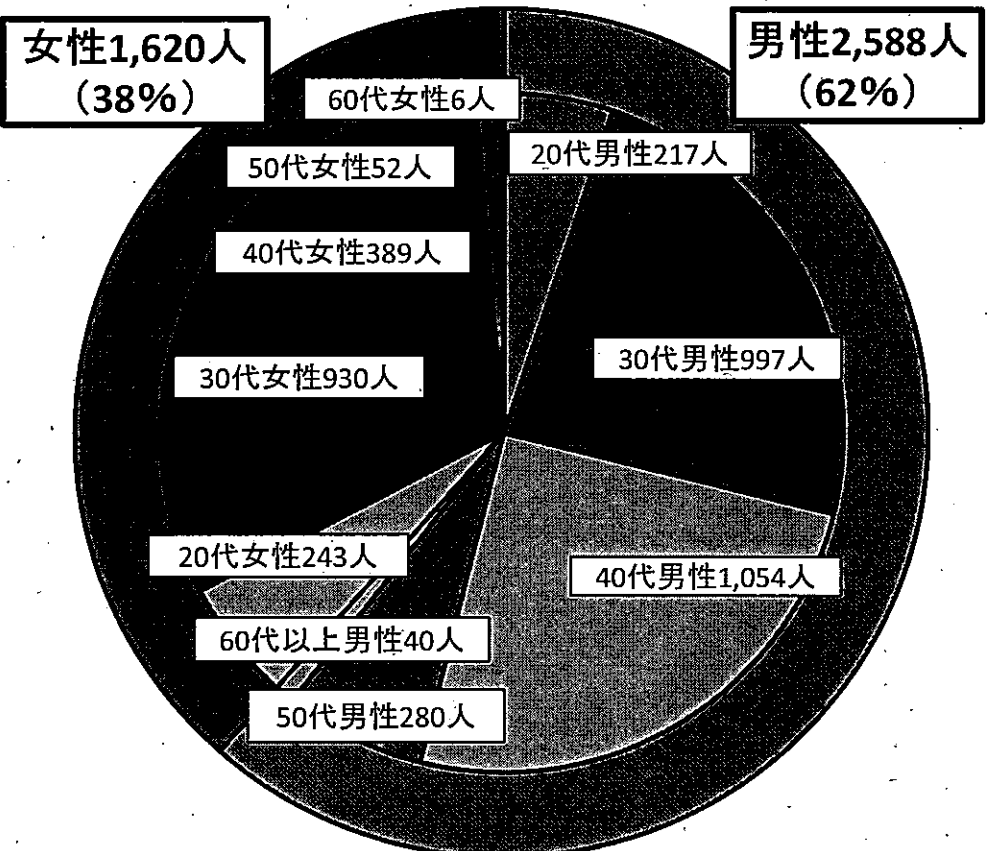
問5 任意事業実施に当たっての課題や当該事業への意見・要望等を御記載ください。

質問事項は以上です。お忙しいところ御協力いただきありがとうございました。

# SAITAMA出会いサポートセンター 進捗状況

資料4

## 個人会員の登録状況



令和2年9月末時点で4,208人が登録  
(前月比+159人)

- 9月までの半年間の成婚退会は23組。
- 登録者数、お見合い組数、交際組数も順調に推移。
- 新型コロナウイルス感染症対策も4月から実施し、オンライン化の推進により出会いの機会を提供。
- 11月にPR強化期間を設定。

## マッチング状況(R2. 9. 30時点)

- ・お見合い組数(日程調整中含む) 4770組
- ・交際組数 1,858組
- ・成婚退会組数 64組

### 【マッチング実績の推移(累積)】

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年9月末
登録者数	1,731人	3,509人	4,208人
お見合い組数	1,017組	3,631組	4,770組
交際組数	352組	1,346組	1,858組
成婚退会組数	3組	41組	64組
(AI紹介率)	(33%)	(54%)	(48%)

# SAITAMA出会いサポートセンター 進捗状況

資料4

## 今後予定する取組

### ● 出会いの機会の確保

#### ① 新規登録者の拡大

11月にPR強化期間を設け、市町村や企業等と連携し、各種PRを予定しています。

<PR予定>



彩の国だより  
11月号掲載



埼玉150周年1年前  
イベントでのPR



SNS発信の強化  
(成婚者インタビュー等配信)



WEB広告の実施

#### ② 既存登録者へのきめ細かな活動支援

オンラインセミナー等を通じ、登録者の活動を後押しします。

男性向け・女性向けそれぞれのコミュニケーションセミナー等を予定。

## 引き続き、ご協力いただきたいこと

- SAITAMA出会いサポートセンター市町村会員加入の検討  
(R2加入: 鴻巣、上尾、入間、蕨) 【現在41市町村加入】

会員市町村住民の利用登録料	11,000円(税込・2年間)
非会員市町村住民の利用登録料	16,000円(税込・2年間)

市町村負担額 (3万円 + 18歳~49歳人口※ × 1円)  
※平成27年国勢調査

- PR強化期間等でのSAITAMA出会いサポートセンター広報  
(広報紙掲載、広報ツール配布等)  
【PR強化期間は11月】
- SAITAMA出会いサポートセンター運営への協力  
(センター運営、出張登録実施等)
- 企業等会員への加入を希望する企業等に関する  
県への情報提供

# 子ども・子育て支援情報公表システムについて

資料5-1

## 目的

子ども・子育て支援法第58条に基づく特定施設・保育施設の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で、直接閲覧できる環境で構築し、安定した運用を行うこと。

## 今年度の取組状況

6月1日 登録作業開始 (流れは右図参照)

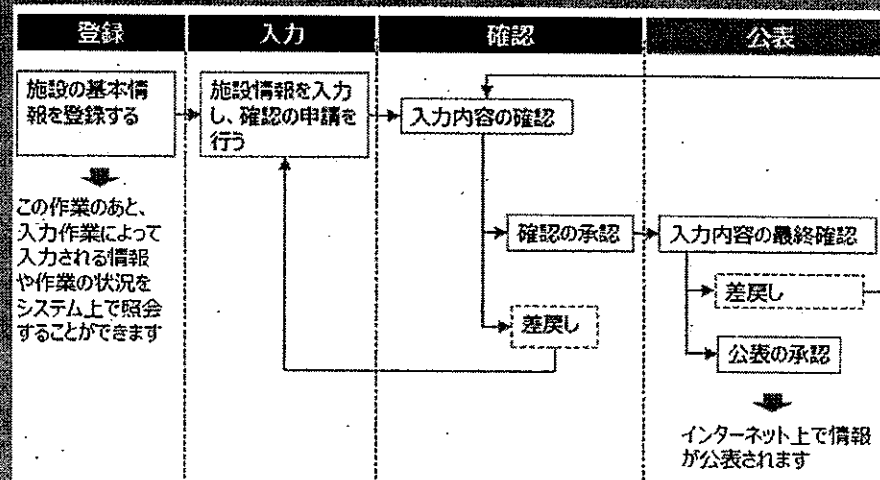
【役割】

	① 認可保育施設	② 認可外保育施設
登録	県または政令市等	市町村
入力	施設(原則)	施設(原則)
確認	市町村・政令市等	市町村
公表	県	市町村

9月30日 システム公表開始

(9月30日時点の進捗率 68%)

〔認可保育施設のフロー〕



〔内閣府資料より抜粋〕

市町村に御協力いただきたいこと(内閣府からの要請)

○ システムへの保育施設公表のためには、市町村による下記の作業が必要となります。

① 認可保育施設	施設メールアドレスの登録 (未登録施設がある市町村には、内閣府から提供される情報を随時送付)
	施設への情報入力、申請の周知(10月16日時点で683施設が未申請)
	施設が入力した情報の速やかな確認(10月16日時点で68施設が未確認)
	施設情報の更新
② 認可外保育施設	登録業務から公表までの対応



自治体名	メーダ大別施設数							集計対象外		2,208	2,173	(9)遊歩率 [(3)-(7)/(8)]	(10)埋設率 [(6)-(7)/(8)]	(11)公衆浄 化率 [(7)/(8)]	公衆浄 化率 単位
	(1)糞尿所が 市町村に未申 請 一時保存なし	(2)糞尿所が 市町村に未申 請 一時保存あり	(3)市町村が 糞尿所に差し 戻し後、糞尿 所による再申 請待ち	(4)市町村に よる埋設待ち	(5)都道府県 が市町村に差 し戻し後、市 町村による再 申請待ち	(6)都道府県 による公衆浄 化待ち	(7)公衆浄化 施設数	停止	休止・ 廃止						
さいたま市	129	172	0	7	0	0	98	0	0	406	406	26%	24%	24.1%	52
川越市	0	1	0	1	0	1	93	0	0	96	96				35
熊谷市	1	4	0	0	0	1	47	0	1	54	53				37
川口市	0	0	0	0	0	0	188	0	0	188	188				1
行田市	0	0	0	0	0	0	18	0	0	18	18				1
秩父市	0	0	0	0	0	0	22	0	0	22	22				1
所沢市	0	0	0	0	0	0	86	0	1	87	86				1
越前市	5	1	0	0	0	0	15	0	0	21	21	71%	71%	1.4%	43
加須市	0	1	0	0	0	0	34	0	1	36	35				34
本庄市	0	0	0	0	0	0	27	0	3	30	27				1
寒松山市	0	0	0	0	0	0	26	0	0	26	26				1
春日部市	0	0	0	0	0	0	45	0	0	46	46				33
狭山市	7	3	0	0	0	0	36	0	0	46	46	8%	8%	3%	40
羽生市	3	1	0	1	0	0	8	0	1	14	13	63%	62%	61.5%	44
鴻巣市	0	0	0	0	0	0	33	0	1	34	33				1
深谷市	4	20	0	26	0	0	11	0	0	61	61	61%	18%	18.0%	53
上尾市	5	21	0	1	0	0	37	0	4	68	64	59%	58%	57.8%	45
草加市	0	0	0	0	0	0	68	0	1	69	68				1
越谷市	0	0	0	0	0	0	107	0	0	107	107				1
蕨市	2	5	0	0	0	0	21	0	0	28	28	75%	75%	10%	41
戸田市	6	2	0	0	0	0	49	0	0	57	57	3%	3%	36.4%	39
入間市	5	14	0	2	0	0	12	0	0	33	33	42%	36%	36.4%	51
朝霞市	14	56	0	2	0	0	13	2	1	72	72	3%	0%	0.0%	56
志木市	6	16	0	0	0	0	44	0	0	38	35	37%	37%	37.1%	50
和光市	0	0	0	0	0	0	44	0	0	44	44				1
新座市	3	33	0	1	0	0	26	0	0	63	63	43%	41%	41.3%	49
桶川市	4	8	0	4	0	0	0	0	0	16	16	25%	0%	0.0%	56
久喜市	0	0	0	0	0	0	41	0	0	41	41				1
北本市	0	0	0	0	0	0	15	0	5	20	15				1
八潮市	0	0	0	1	0	0	30	0	0	31	31				36
富士見市	20	3	0	8	0	0	2	0	4	37	33	30%	6%	6.1%	54
三郷市	11	9	0	5	0	0	0	0	0	25	25	20%	0%	0.0%	56
蓮田市	0	0	0	0	0	0	14	0	0	14	14				1
坂戸市	5	24	0	1	0	0	0	0	0	30	30	3%	0%	0.0%	56
幸手市	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	8				1
轉々島市	0	2	0	0	0	0	15	0	1	18	17				38
日高市	1	0	0	1	3	0	6	0	0	11	11		55%	54.5%	46
吉川市	0	0	0	0	0	0	22	0	0	22	22				1
ふじみ野市	1	26	0	0	0	0	1	0	2	30	28	4%	4%	3.6%	55
白岡市	0	13	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0%	0%	0.0%	56
伊奈町	0	0	0	0	0	0	12	0	1	13	12				1
三芳町	0	0	0	0	0	0	9	0	1	10	9				1
毛呂山町	4	2	0	3	0	0	0	0	0	9	9	33%	0%	0.0%	56
越生町	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	2	50%	50%	50.0%	47
滑川町	0	0	0	0	0	0	7	0	1	8	7				1
嵐山町	3	1	0	0	0	0	3	0	0	7	7	43%	43%	42.9%	48
小川町	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	6				1
川島町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0%	0%	0.0%	56
吉見町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%	0%	0.0%	56
鳩山町	0	0	0	1	0	0	3	0	0	4	4		75%	1.0%	41
七ヶ井町	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	4				1
榛原町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2				1
皆野町	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3				1
長瀬町	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3				1
小栗野町	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4	3				1
狭株父村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1				1
栗里町	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	4				1
神川町	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	4				1
上里町	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	7				1
寄居町	0	0	0	0	0	0	8	0	1	9	8				1
宮代町	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	7				1
杉野町	0	0	0	0	0	0	10	0	2	12	10				1
松伏町	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5				1



全国の教育・保育施設検索サイト (子ども・子育て支援情報公表システム)

# ここのdeサーチ

始まります

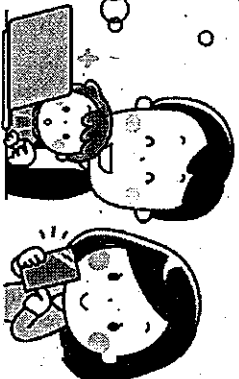


おうちに近い  
施設はどこかなあ

どんな保育施設  
があるのかなあ

友達は何人くらい  
いるのかなあ

休日に利用できる  
施設はないかなあ



月々の費用は  
いくらくらいかなあ

令和2年9月30日スタート

お近くの教育・保育施設を検索できるシステムです。

## ここのdeサーチ

検索

または

WAMNET (ワムネット)

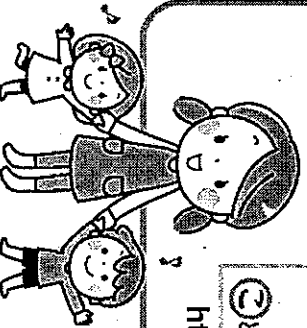
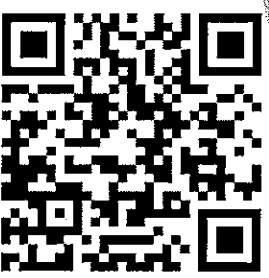
検索

WAMNET

## ここのdeサーチ

子ども・そだての情報は「ここのdeサーチ」で!

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



内閣府



WAMNET

独立行政法人 全国児童福祉機構

# 児童館等における中高生の居場所づくりの取組について

資料 6

## 1 児童館の利用状況（令和2年5月1日現在実施状況調査）

中学生の利用者数	施設数	備 考
10,000 以上	1	春日部第2児童センター（春日部市）
5,000～9,999	2	児童センターグリムローズ（戸田市）、児童センターこどもの国（戸田市）
3,000～4,999	10	福祉の里児童センター（新座市）、ほんちよう児童館（朝霞市）他
1,000～2,999	41	みぞぬま児童館（朝霞市） 他
0～999	85	はまさき児童館（朝霞市） 他
計	139	

## 2 児童館における中高生の居場所づくり

### 事例1 春日部市 春日部第2児童センター「かすかべ」

#### ◆中高生が集まる仕掛け

- ・中高生が運営に参画する仕組み（「ゲーかすかべ中高生運営委員会」）
- ・中高生が利用しやすい時間設定（開館 ～20:00）
- ・中高生に魅力的な設備・環境（体育室、自主学習室、音楽スタジオ、マルチメディアスタジオ（PC室）等）
- ・中高生イベント（学習支援講座…大学生が体験談を語ったり、学習のサポートを行う）
- ・効果的な広報（近隣高校（公立・私立）来館者数上位20校に新入生全員分のパンフレットを配布）

#### ◆施設概要 平成21年9月開設

- ・保育所、子育て支援センター、児童センターの複合施設
- ・地上6階建（3・4階が児童センター）

### 事例2 戸田市 ①児童センターグリムローズ ②児童センターこどもの国

#### ◆中高生が集まる仕掛け

- ・中高生が運営に参画する仕組み（「中高生会議」「イベント実行委員会①」）
- ・中高生が利用しやすい時間設定（開館 ～21:00②）
- ・中高生に魅力的な設備・環境（自習学習室、音楽スタジオ、機材貸出、軽体育室②、ダンス練習用の大型可動式ミラー①）
- ・中高生イベント（中高生交流サロン①、春祭り「お化け屋敷」をプロデュース①、卒業ライブ②）
- ・効果的な広報（ツイッター・ラインの活用①）

#### ◆施設概要

- ①平成5年4月開設  
地上3階建
- ②平成27年4月開設  
地上3階建

### 事例3 朝霞市 ほんちよう児童館

#### ◆中高生が集まる仕掛け

- ・中高生が利用しやすい時間設定（開館 ～20:00、中高生タイム 17:30～）
- ・中高生に魅力的な設備・環境（中高生専用フロア、WiFi有、学習・談話・飲食スペース、多目的スタジオ等）

#### ◆施設概要 令和元年10月開設

- ・最初から「中高生世代の居場所づくり」をコンセプトに設置
- ・地下1階、地上4階建
- ・駅近、公園隣接など、利便性を生かした立地

## 3 児童館と他の社会福祉施設との連携の例

### ◇老人福祉センター併設児童館において、施設特性を生かした多世代交流を行っている例

新座市	福祉の里 児童センター	老人福祉センター利用者が増加の先生として訪問（年14回程度） ・児童センターでの高校吹奏楽部発表会の観覧を老人福祉センター利用者にも開放
	はまさき児童館	・多世代交流イベント（卓球 ミニテニス）実施
朝霞市	みぞぬま児童館	・多世代交流イベント（バンパーゲーム（ミニバレー））実施 ・老人福祉センター訪問

## 春日部第2児童センター

児童が健全な遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。

春日部第2児童センターは都市型児童センターとして中学生・高校生を利用主体としています。

## 利用にあたって

- 開館時間/午前10時から午後8時まで
- 休館日/年末年始(12月29日~1月3日)  
その他、設備点検等で臨時に休館することがあります
- 入館料/無料

### 対象者

18歳未満の児童および同伴者(保護者、祖父母、など)  
児童の健全な育成を目的として活動している団体

### 利用方法

個人の場合「児童館使用者入館票」に必要事項を記入→受付へ提出  
団体の場合「児童館団体使用申請書」に必要事項を記入→受付へ提出

## 第9保育所(1・2階)

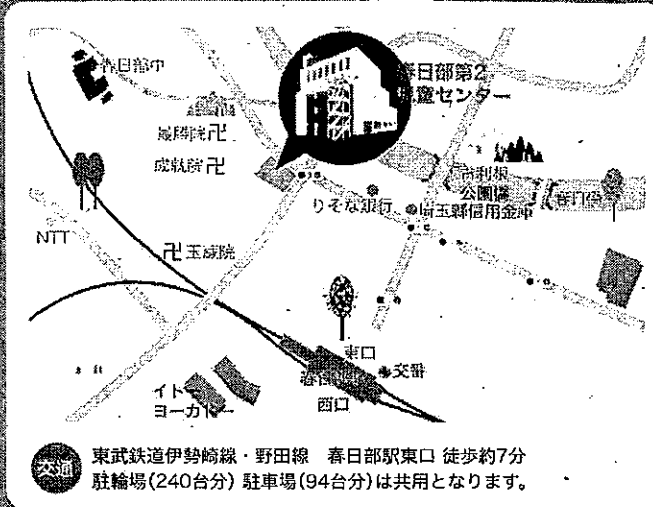
0歳(満3週)~5歳児までを対象とした保育所。  
一時預かりや異年齢児との交流ができる遊戯室など  
多様な保育にも対応した機能をもつ施設です。  
電話: 048-754-3521



## 春日部子育て支援センター(2階)

子育て家庭の育児不安などの相談指導や  
子育てサークルへの支援など、地域の子  
育てを積極的に支援する施設です。  
子育て支援サロンや相談室、親子で楽し  
める講座などを実施する多目的室があり  
ます。  
電話: 048-754-2201

## ご利用案内



## 施設概要

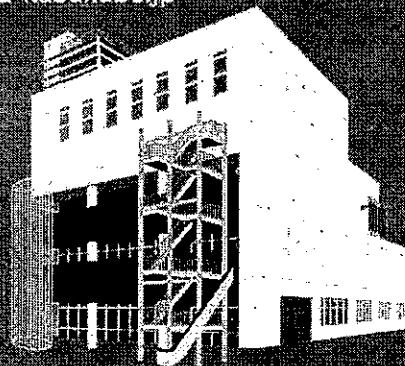
子どもたちが中心市街地にながら、  
木のぬくもりを十分に感じられる  
ように、テーブルやドアなどに木材  
をふんだんに使っているあたたか  
味のある施設です。

### <所在地>

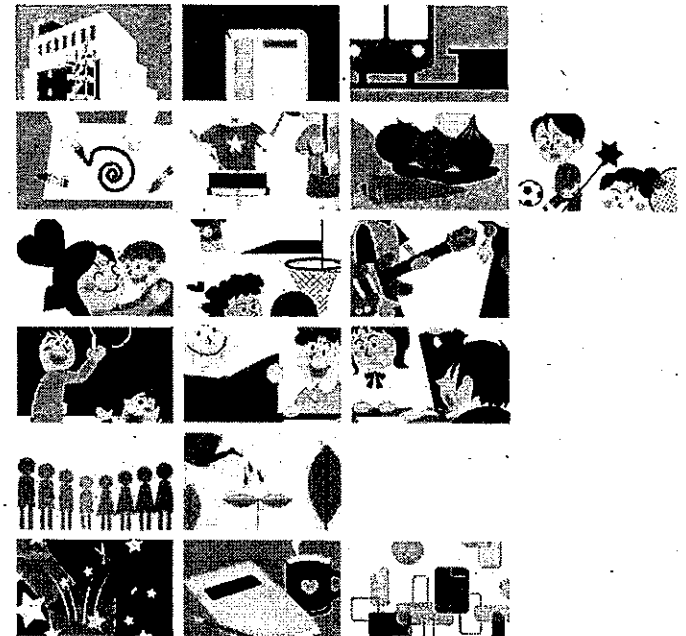
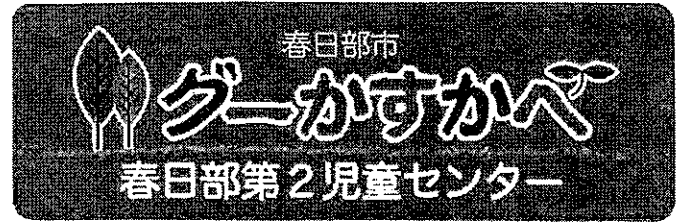
〒344-0031 春日部市柏室3丁目8番1号3F(おひろい春日部パーク3・4階)  
電話番号: 048-754-2315  
ファックス番号: 048-754-2816  
URL: <http://www.2nd-kasukabe.jp>

### <施設概要>

鉄骨造地上6階建て  
3・4階延床面積 1,490.92㎡  
(1・2階 春日部市立第9保育所及び  
春日部市立春日部子育て支援センター)



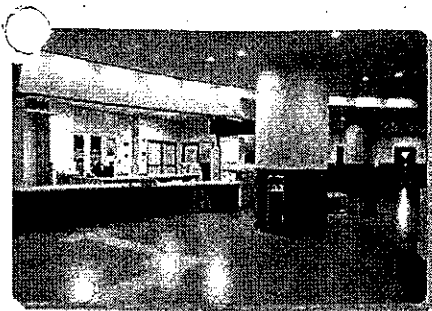
春日部市立第9保育所、春日部市立春日部子育て支援センター、春日部市春日部  
第2児童センターの指定管理者は平原学園・アクティオ共同事業体です。  
春日部第2児童センターはアクティオ株式会社管理運営を行っています。



# 施設案内

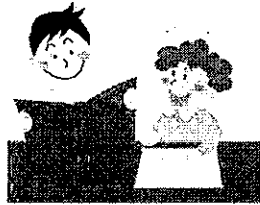
## 交流スペース

利用者同士の交流や施設からの情報を提供するスペースです。



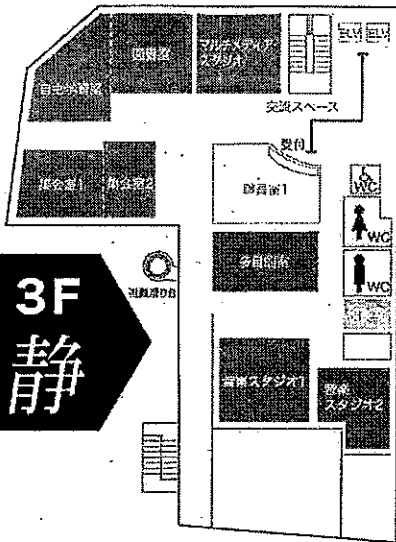
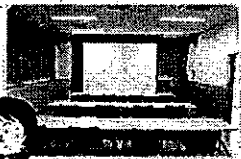
## 図書室

読書や趣味などの調べものができる本と触れ合える場です。



## 集会室1/集会室2

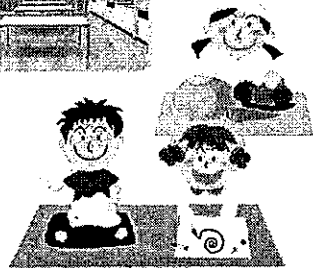
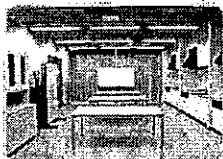
当センター主催の各種講座や教室を開催するだけでなく、利用対象団体が会議や集会、講習会などに利用できます。(事前に予約が必要)



## 3F 静

## 多目的室

調理・工芸・絵画等創作活動ができます。当センター主催の各種講座や教室を開催するだけでなく、利用対象団体が講座や教室などを開催するときに利用できます。(事前に予約が必要)

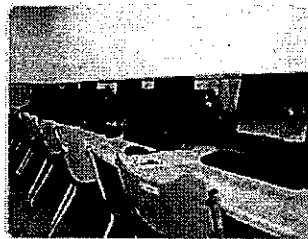


## 音楽スタジオ1/音楽スタジオ2

防音設備があるスタジオです。様々な音楽活動を行っている子どもたちが仲間と音楽演奏や練習ができる場所です。(事前に予約が必要)

## マルチメディアスタジオ

パソコンを使って、インターネットやDVD鑑賞などができます。

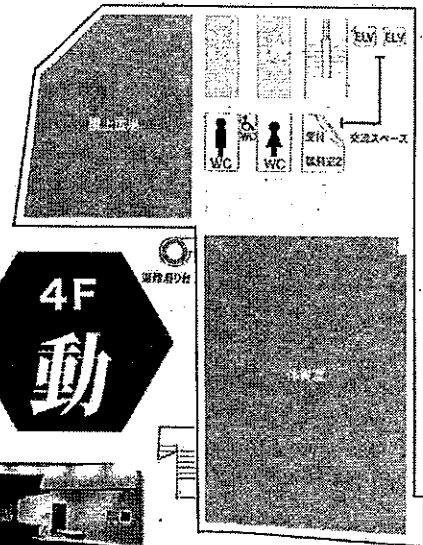


## 自主学習室

個人用のブースが設置され、静かに学習ができるスペースです。

## 屋上広場

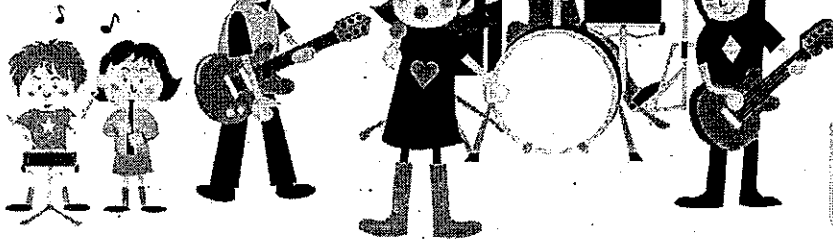
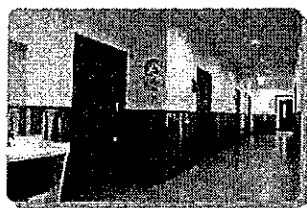
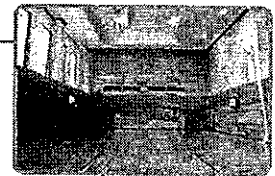
高さ8.3mの防球ネットが設置された屋外の運動スペースです。



## 4F 動

## 体育室

バスケットボール、バドミントン、卓球、エアホッケーができます。(男女別の更衣室・シャワー室も備えています)

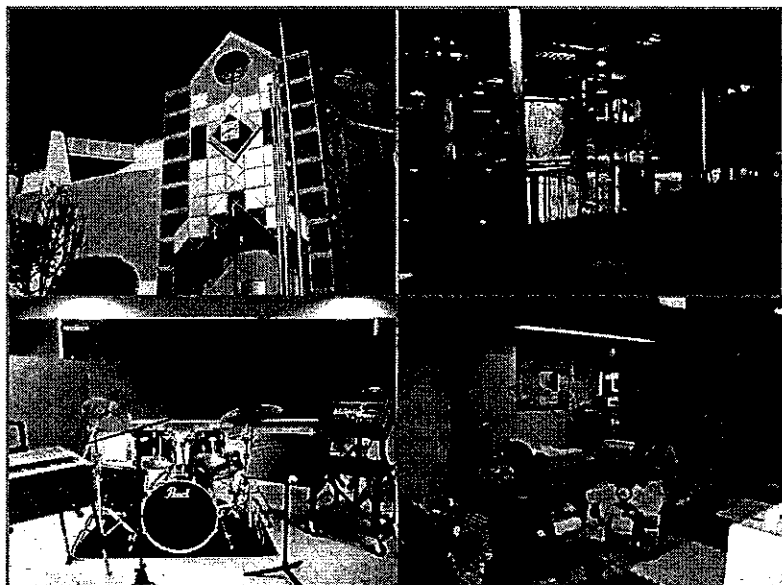


## 相談室

子どもを取り巻く家庭問題や子育て相談等に対応します。  
(毎週金曜日 午前10時から午後5時まで)  
<問合せ先>  
家庭児童相談室 048-754-9140

戸田市立児童センター

# プリムローズ



プリムローズはあそびの宝箱!

きっと見つかるよ

お気に入りのあ・そ・び



★利用できる人★

0歳～18歳未満の児童  
(幼児は保護者の同伴が必要です)

★休館日★

毎月第1月曜日(祝日を除く)

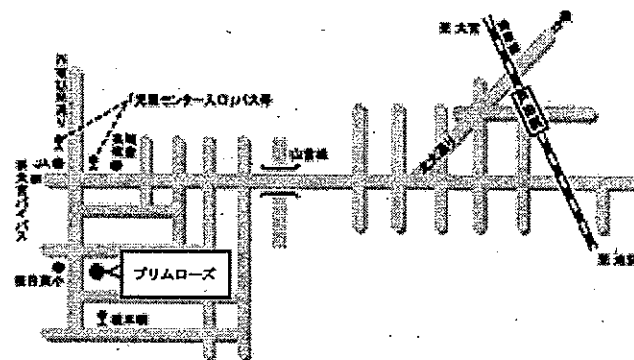
12月31日～1月3日

★開館時間★

9:00～18:00

★アクセス★

- JR埼京線戸田駅より<北戸田駅行>児童センター入口下車徒歩3分
- JR埼京線戸田公園駅より<下笹目行>根木橋下車徒歩3分
- JR埼京線北戸田駅より<西川口駅行>児童センター入口下車徒歩3分
- JR埼京線戸田駅・戸田公園駅より toco バス西循環31番児童センター下車



戸田市立児童センター<プリムローズ>

〒335-0034 埼玉県戸田市笹目2-19-14

TEL 048-422-1033 FAX 048-422-1041

HP: <http://tjkd37.wixsite.com/todapurinrose>

Mail: [tj\\_kdm@kodomonomori.co.jp](mailto:tj_kdm@kodomonomori.co.jp)

1階

②相談室

★子育てのお話や相談がいつでもできます

③テラス

【遊べるもの】  
★ミニ砂場(平日午前中)  
★ビニールプール(夏期)  
★なわとび ★フラフープ

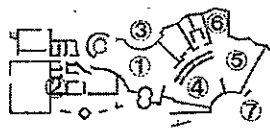


①ふれあいロビー

★受付カウンター(卓球などの申し込み)  
★飲食OKのフリースペースです  
★保護者向け不用品交換コーナーもあります  
★天井飾りや季節の壁画がいつでも作れます  
★ゴケ敷きのくつろぎスペース(夏期)  
【遊べるもの】  
★マンガ雑誌やコミック本  
★ちえの輪 ★カプラ ★マンカラ  
★戸田市のパソコンでインターネット

⑤プレイルーム

★1歳半以上の幼児さんが遊ぶスペース  
【遊べるもの】  
★すべったりくぐったりできる大きな遊具  
★積み木 ★絵本 ★乗用玩具



④こどもホール

★ステージで歌やダンスなど色々なイベントを行います  
★人気のあるおもちゃを幼児さんが自由に使える日もあります  
★ダンスなどの練習にも使えます  
【遊べるもの】  
★バスケットゴール  
★パドミントン ★フープ  
★ドッジビーなどの軽スポーツ類

⑥幼児室

★0歳~1歳半ぐらいの小さなお子さんの専用スペース  
★授乳室やベビーベッドもあります  
【遊べるもの】  
★ミニミニすべり台

⑦南側広場

★みんなで一緒に遊ぶ時間にはおにごっこやボール遊びなどもします  
【遊べるもの】  
★竹馬(毎週土曜日)  
★お池で水遊び(夏期)

2階

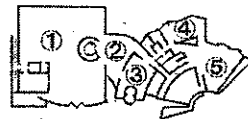
①アスレチックの部屋(科学展示室)

★プリムいちおし  
★身体全体や五感を使って遊べるスペースです  
【遊べるもの】  
★トランポリンもある屋内型アスレチック  
★スラックライン(つなわり道具) ★平均台  
★ナメに傾いた部屋 ★音の出る壁  
★ミラーハウス ★伝声管 ★キッズウォール  
★カラージャドウ ★橋渡り道具



②プリムホール

★いつでも飲食OKのくつろぎスペースです  
★友達同士で勉強もできます



④研修室

★ものづくりイベントの会場にもなります  
★ミーティングや勉強場所としても使えます  
★親子サークルなどの活動場所にも使えます  
【できること】  
★将棋(毎週土曜日) ★勉強・話し合いなど  
★ダンスの練習(ダンスミラーあり)



③卓球の部屋(企画展示室)

★子育て支援イベントの会場にもなります  
【遊べるもの】  
★卓球(申込交替制)

⑤ブロック&電車レールの部屋  
(遊具能力測定コーナー)

★広いお部屋でブロックを積んだり、電車のおもちゃを走らせることができます。  
【遊べるもの】★ブロック遊び ★電車レール



①おもちゃの貸出コーナー

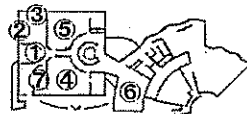
【借りられるもの】  
★盤ゲームや人形遊びなど、約50種類のおもちゃ  
(一部を除いて、おもちゃは手に取って自由に遊ぶことができます)  
★季節のぬりえ、折り紙、粘土



3階

②図書コーナー

★絵本から図鑑までいろいろなお本があります  
★持ち帰り貸出もOKです(登録制)



⑤美術工芸室

★貸出コーナーで借りたおもちゃはここで遊べます  
★子育て広場(さんさん広場)の会場にもなります

④科学工作室

★粘土遊び専用スペース・ミニ四駆の相談コース・コマ回しスペースがあります  
★貸出コーナーで借りたおもちゃはここで遊べます  
★科学講座や工作イベントの会場にもなります

③ビデオを観る部屋

★グループごとに貸切の部屋で好きなビデオを観ることができます(申込交替制)



⑦休日はジュニアルーム

平日は おもちゃの部屋 になります

★平日は、乳幼児が、設置されたおもちゃで自由に遊ぶお部屋です  
★休日は、中高生が優先で使えるスペースになります(おしゃべり・音楽鑑賞・勉強など、申込交替制で使えます)

⑥パソコン室

★13台のパソコンがあります。  
★子どもパソコン講座の会場です  
★業務講習もできます  
【できること】  
★インターネットなどの開放(毎週土・日曜日)  
★バンドの練習(ドラムセット・アンプ・ミキサーなどの音響機器あり・登録申込制)

季節のイベント

<p>はる</p> <p>移動動物園</p>	<p>はる</p> <p>プリム・キッズパーク</p>	<p>なつ</p> <p>魚のつかみどり</p>	<p>なつ</p> <p>おばけやしき</p>
<p>あき</p> <p>ハロウィン</p>	<p>あき</p> <p>ハロウィン</p>	<p>クリスマス</p> <p>クリスマス</p>	<p>ふゆ</p> <p>雪まき</p>

不用品交換コーナー



保護者対象  
地域のエコステーション  
おうちにある不用品を出し、出品した数だけほしい品物が受け取れる物々交換システムです。

定例イベント(一例)



## 児童センター

1F

- ①多目的スペース(図書室)
- ②多目的ホール
- ③談話コーナー
- ④プレイルーム
- ⑤屋内砂場
- ⑥児童用プール

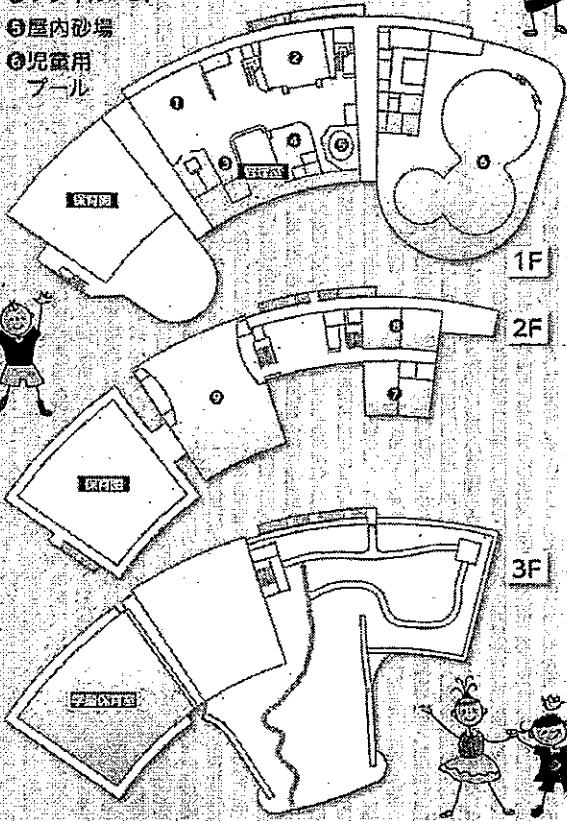
2F

- ⑦スタジオ
- ⑧多目的室
- ⑨軽体育室

## 学童保育室

3F

学童保育室



## ⑥児童用プール

水深30~60cmの円形水櫃を重ね合わせたプールです。



利用期間  
7/1~9/15

利用時間  
9:00~12:30  
13:30~17:00

## 施設ご利用の注意事項

### 学童保育室入室のお問い合わせ

各学童保育室に関するお問い合わせは下記電話番号にて受け付けております。  
 ■第1学童保育室 tel:048-452-8132  
 ■第2学童保育室 tel:048-452-8137  
 ■児童センター/イベント参加のお問い合わせ tel:048-443-2387  
 mail:info@toda-kodomonokuni.jp

### 施設予約のお申し込み

施設利用のご予約は、戸田市公式サイトにて受け付けております。  
<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/154/joho-reservationsystem-top.html>

### 利用対象

児童センターの施設利用は、児童(0~18才)及び、保護者を対象とさせていただきます。  
 小学校に入る前(就学前)のお子様には、必ず保護者の付き添いが必要となります。

### 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

JR戸田公園駅やコミュニティバスの停留所に近接していますので、ご来場は自転車または電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。  
 車でのご来場は、業務用、緊急時、体の不自由な方を優先とさせていただきますので、予めご了承ください。

#### ■JR埼京線

「戸田公園駅」から徒歩約3分

#### ■コミュニティバストoco

「こどもの国」から徒歩0分

#### ■国際興業バス

「戸田公園駅入口」から徒歩約2分



## 戸田市児童センター こどもの国

〒335-0023 埼玉県戸田市本町1-17-7  
 tel.048-443-2387  
<http://toda-kodomonokuni.jp>

こどもの国

■開館時間/午前9:00~午後9:00  
 ■休 日/第3水曜日(祝日の場合は開館します)・年末年始(12/31~1/3)

指定管理者:社会福祉法人さきたま会



ご利用のお問い合わせ

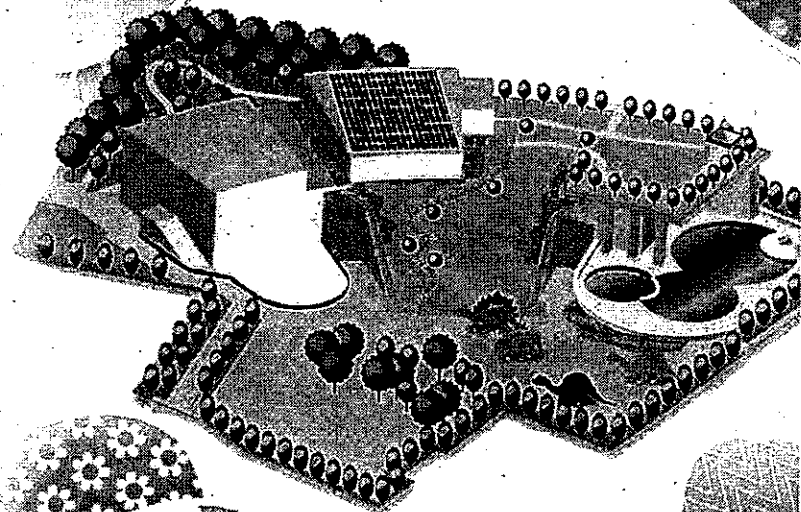
児童センター  
048-443-2387

第1学童保育室  
048-452-8132

第2学童保育室  
048-452-8137

# ようこそ

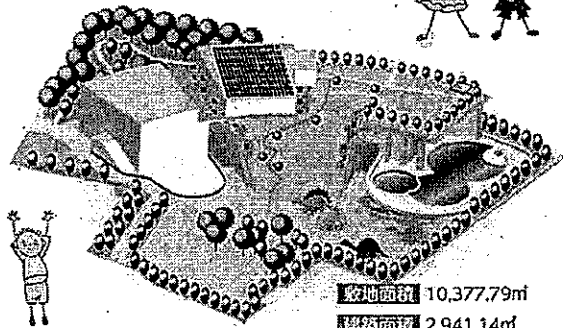
## 戸田市児童センター こどもの国



地域子育て応援タウン 戸田市



施設概要



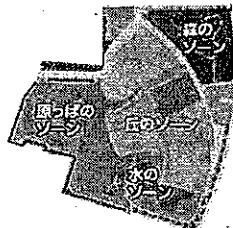
- 敷地面積 10,377.79㎡
- 建築面積 2,941.14㎡
- 延床面積 4,491.69㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- 階数 地上3階建
- 高さ 14.5m
- 主要用途 児童センター、保育園

体感、魅惑、  
安心・安全な  
スペース

心おどる4つのゾーンをつなぐ魅惑なアプローチ  
利用するすべての人が快適に楽しく過ごす  
ユニバーサルデザインを導入  
戸田市児童センターこどもの国は、「児童館」「保育園」「学童保育室」「児童用プール」が併設する複合施設です。  
子どもたちの居場所や子育て支援の拠点となる、子育てを通してコミュニティの活性化を牽引する地域のシンボル施設とするため、  
◆地域の新たな顔となるオリジナリティの創出  
◆すべての人をあたたかく迎える環境づくり  
を推進すると共に、利用者にとって使いやすい、居心地の良い、親しまれる地域のシンボルを生み出す施設を目指します。

4つのゾーンとは？

「森のゾーン」「丘のゾーン」「水のゾーン」「原っぱのゾーン」の心おどる4つのゾーンを設定し、建物の屋上部をグラウンドラインと連続させ、「遊び場」、「憩いの場」として利用できる丘のような形状にすることで、外遊び空間をできるだけ広く確保するとともに、敷地を分断することなく連続性を持たせ、かつ無機的な建築のフォルムで景観を損なわないように施設全体がデザインされています。



- 森のゾーン**  
施設北側に位置する「森」のゾーンは、自然豊かな環境を再現し、遊具を配置することで、子どもたちが自然と触れ合い、遊びながら学ぶことができます。
- 丘のゾーン**  
施設南側に位置する「丘」のゾーンは、起伏のある地形を再現し、遊具を配置することで、子どもたちが自然と触れ合い、遊びながら学ぶことができます。
- 水のゾーン**  
施設西側に位置する「水」のゾーンは、水遊びを楽しむためのプールを配置し、子どもたちが水と触れ合い、遊びながら学ぶことができます。
- 原っぱのゾーン**  
施設東側に位置する「原っぱ」のゾーンは、芝生広場を配置し、子どもたちが自然と触れ合い、遊びながら学ぶことができます。

児童センター

①多目的スペース(図書室) 1階  
気軽に利用できる開放的な図書スペースです。



②談話コーナー 1階  
自由に飲食できる談話コーナーです。



③屋内砂場 1階  
屋内にある砂場だから安全で衛生的。安心して遊べます。



④スタジオ 2階  
防音性能を備えた2つのスタジオ。ダンスや音楽の演奏に最適です。

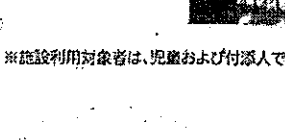


⑤軽体育室 2階  
防球ネットで仕切って子どもたちの年齢層や使用目的の幅に対応できる軽体育室。バスケットボールコート1面を確保しています。



学童保育室

学童保育室 3階  
定員30名の学童保育室を2室設置しています。



※施設利用対象者は、児童および付添人です。

⑥多目的ホール 1階  
間仕切りを全開放して大人数に対応する多目的ホールです。12m×10mの広さを確保できます。



⑦プレイルーム 1階  
靴を脱いで裸足で遊べる乳幼児のためのプレイルームです。



⑧児童用プール 1階  
水深30~60cmの円形水槽を兼ね合わせたプールです。



⑨多目的室 2階  
会議や創作活動など幅広く利用できます。



年間カレンダー

- 4月 こどもの国お楽しみ会
- 5月 こどもの国祭り 母の日製作
- 6月 父の日製作
- 7月 セタ
- 8月 サマーフェスタ
- 9月 秋のお楽しみ会
- 10月 ハロウィン
- 11月 七五三製作
- 12月 イルミネーション点灯式
- 1月 節分お楽しみ会
- 2月 ひな祭りお楽しみ会
- 3月 進級・復興ライブ

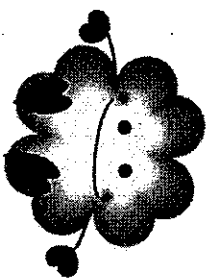
利用対象

児童センターの施設利用は、児童(0~18才)及び、保護者を対象とさせていただきます。  
小学校に入る前(就学前)のお子様には、必ず保護者の付き添いが必要となります。

# ほんちよう児童館

## 10月30日

# OPEN!



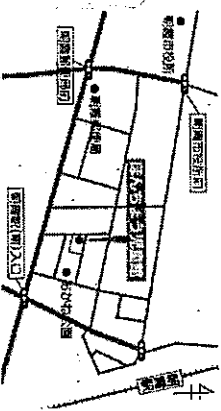
ほんちよう児童館は開館時間を午後8時までとし、午後5時

30分～8時を中高生世代優先の時間とするほか、ダンスや

音楽活動ができる多目的スタジオや学習・談話スペースな

ど、中高生世代に向けた設備が充実しています!

中高生は8時まで使えます!



住所／朝霞市本町2丁目3番22号

(あかね公園隣)

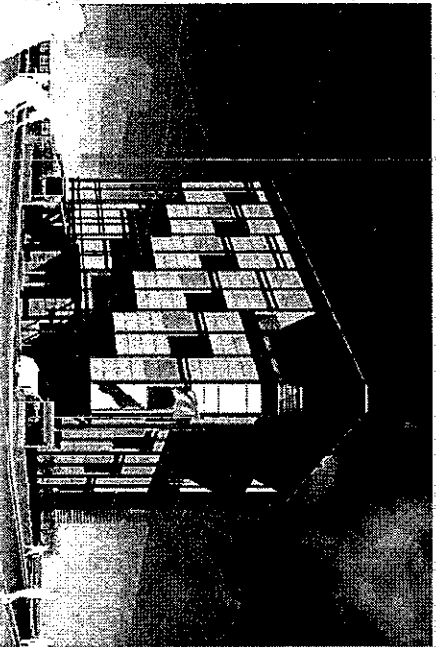
開館時間／午前9時30分～午後8時

(小学生以下の児童は午後5時30分まで)

休館日／木曜日・祝日・5月7日・年末年始

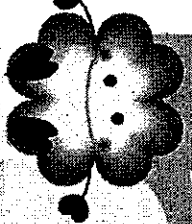
駐車場／障害者用1台

※車で来館する際は、市役所の駐車場または近隣の民間駐車場をご利用ください。



朝霞市本町2丁目3番22号

# ほんちよう児童館 お部屋の紹介

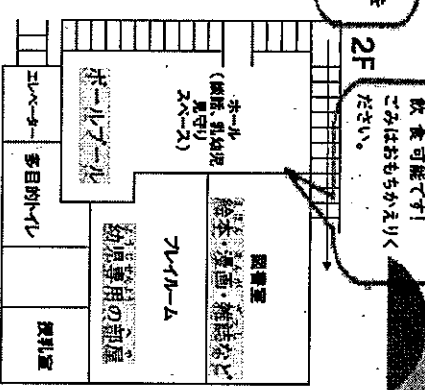
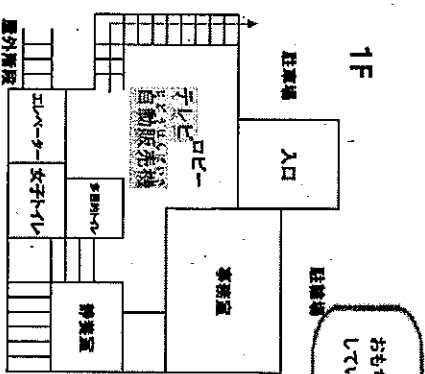
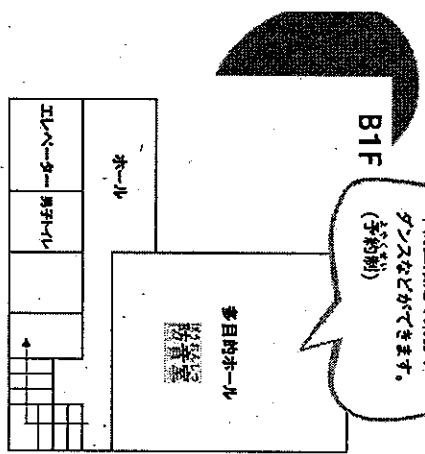


いよいよ10月30日(水)に「ほんちよう児童館」がオープン!!

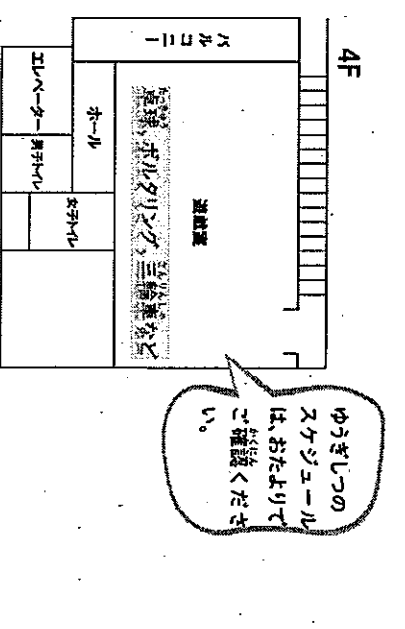
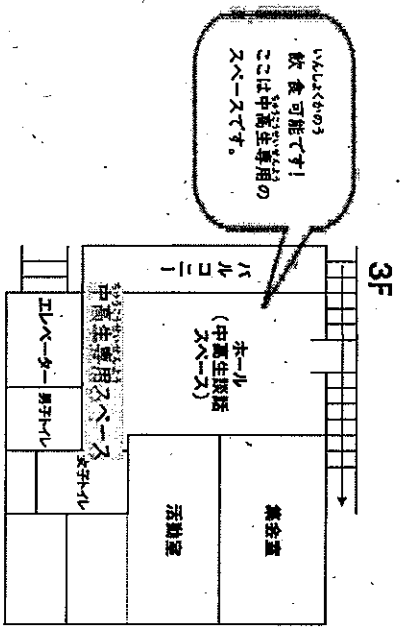
今回は臨時号としてほんちよう児童館であそべる部屋について

お知らせします!!!

## 【あそべる部屋の紹介】



※多目的ホールの利用方法については  
おたより臨時号を説明いたします。



〈ほんちよう児童館からのおねがい〉

- ☆大切なものはもってこないでね。もってきた場合は、事務室にあずけましょう。
- ☆ごみはおうちにもってかえってね。
- ☆小学校入学前の幼児さんは、保護者の方が必要付き添ってください。

◆基本理念◆

子どもの最善の利益を優先し、児童福祉法、新座市児童センター条例・規則等の関係法令を遵守し、健全な環境を提供し、遊びを与え健康を増進し、情操を豊かにする児童センターの管理運営を創意工夫して行っています。

ようこそ！福祉の里 児童センターへ



●児童センターってどんなところ？

児童センターはあそびを通して、子どもたちの健やかな成長と豊かな情操をはぐくむための施設です。安全に楽しく過ごしていただけるよう、みなさまのご協力をお願いいたします。

●開館時間のご案内

小学生以下 火～日曜日 9:30～17:00

中学生高校生 火～日曜日 9:30～18:00

●休館日

月曜日（月曜日が祝祭日の場合はその次の平日）、

祝祭日（こどもの日を除く）、

年末年始（12/29～1/3）

●利用方法

ぐんぐんメンバーズカード登録シート（子ども一人につき1枚）にご記入ください。カードを発行します。カードがない方は利用者受付簿にご記入をお願いいたします。

●ぐんぐんメンバーズカードがあると

バーコードでピッと受付ができ、来館するたびに名前を受付簿に書く必要がなく、緊急時も保護者の方に迅速に連絡ができます。卓球・パソコンコーナーが利用できます。

●館内では

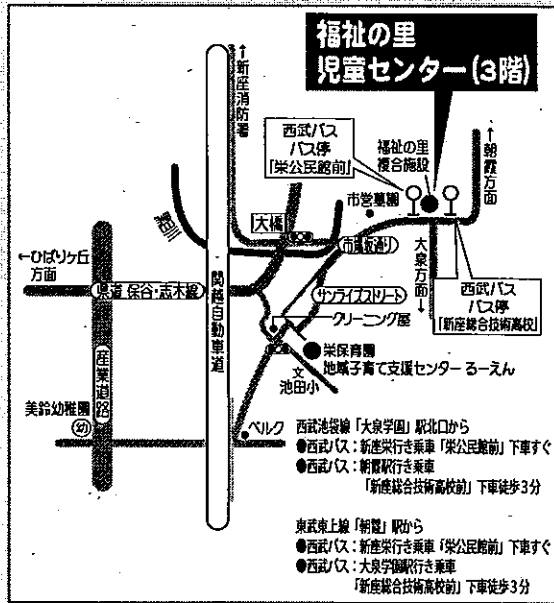
- ・飲食はロビーでどうぞ。ごみはお持ち帰りください。
- ・貴重品（財布・鍵・携帯・ゲームなど）は必ず身につけるか、受付に預けてください。
- ・予約が必要なパソコン・卓球以外のおもちゃは自由に遊べますが、必ずもとの場所に片付けをお願いします。
- ・授乳の際は「赤ちゃんの駅」をご利用ください。
- ・小学生未満のお子さんの安全については、必ず保護者の方が気をつけてくださるようお願いいたします。

●広報物

毎月のイベントは保護者向けの「子ども子育てコンパス」、子ども向けの「ぐんぐん通信」、ホームページなどでご覧いただけます。

●駐車場（福祉の里駐車場）

困ったこと、わからないことがあれば、いつでもスタッフに声をかけてください



【開館・利用時間】

小学生以下 火～日曜日：9:30～17:00

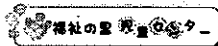
中学生高校生 火～日曜日：9:30～18:00

【休館日】

月曜日（月曜日が祝祭日の場合はその次の平日）

祝祭日（こどもの日を除く）

年末年始（12/29～1/3）

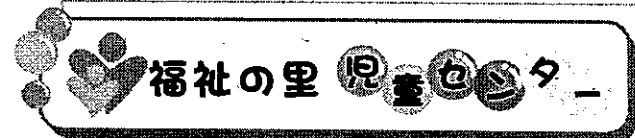


〒352-0013 新座市新塚 1-4-5 3階  
 TEL.048-481-6477 FAX.048-481-6145  
 E-mail/fukushi.j@ccn01.mygbiz.com  
[https://sites.google.com/a/ccn01.mygbiz.com/niiza\\_fukushi/](https://sites.google.com/a/ccn01.mygbiz.com/niiza_fukushi/)

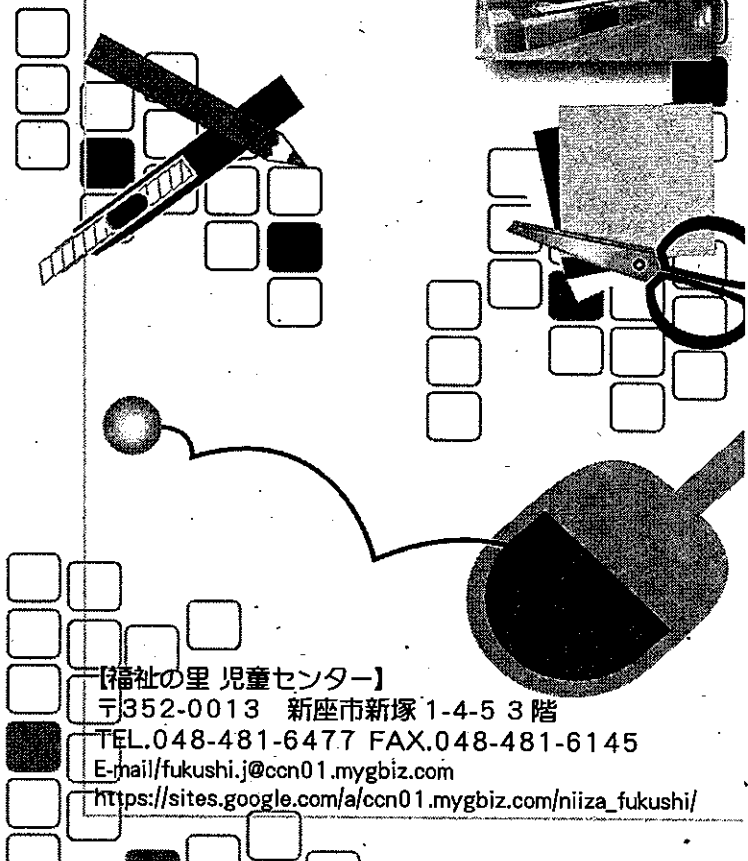
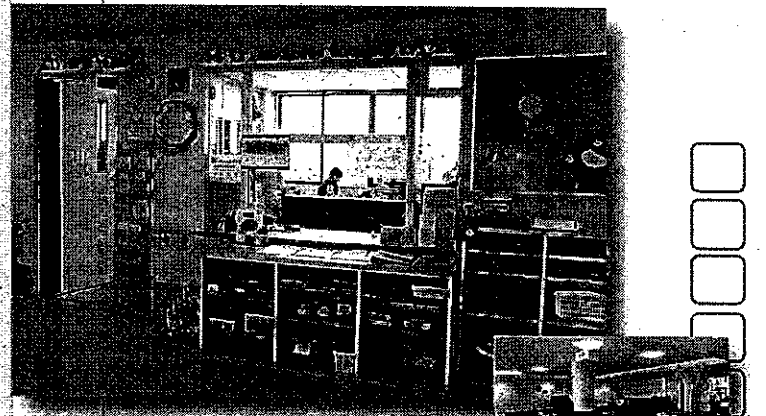
福祉の里児童センターはNPO法人新座子育てネットワークが  
 指定管理者として管理・運営しています。



NPO 法人新座子育てネットワーク  
 TEL 048-482-5732 office@ccn01.mygbiz.com



施設のご案内



【福祉の里 児童センター】

〒352-0013 新座市新塚 1-4-5 3階

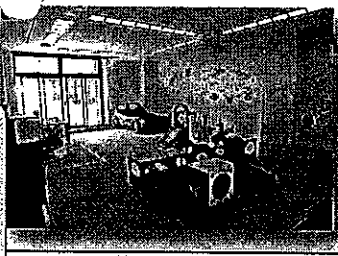
TEL.048-481-6477 FAX.048-481-6145

E-mail/fukushi.j@ccn01.mygbiz.com

[https://sites.google.com/a/ccn01.mygbiz.com/niiza\\_fukushi/](https://sites.google.com/a/ccn01.mygbiz.com/niiza_fukushi/)

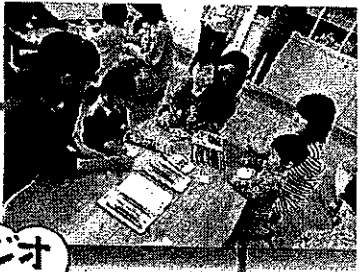
ちびこゝろ

- 乳幼児のプレイルーム
- ボールプール
- おべいそ
- コランコメリー



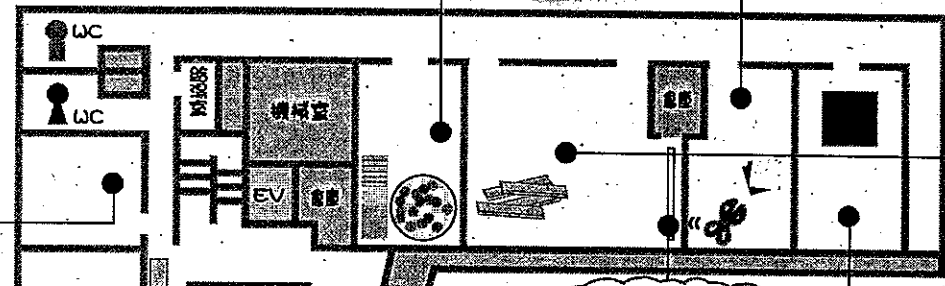
クラフトスタジオ

- 工作
- クラフトタイム
- 石鹸のじかん



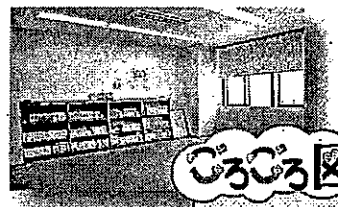
プレイルーム

- カプラ
- ダンス



ちろちろ図書室

- コンガがいっぱい
- 学習スペース



受付

- ChChメンバーズカードの受付
- 卓球、パソコンの予約
- おもちゃ、ゲーム貸出し

ロビー

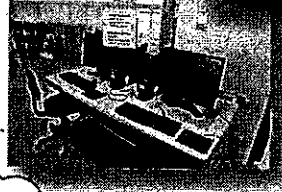
- 飲食OKのスペース

遊学るゝむ

- 棋盤
- サロン
- 卓球

パソコンコーナー

- ゲーム&インターネット



コミュニティコーナー

- おかえりカフェ
- ティーンズコーナー
- 掲示板

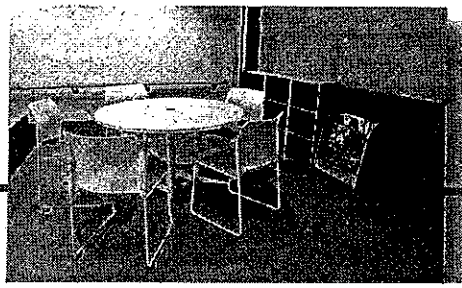
ICTラボ



「赤ちゃんの駅」授乳コーナー

テラス

- 親子あそび
- 若あそび
- 砂場



【利用対象】  
0歳から18歳未満の児童と、その保護者、児童と交流する個人・団体

【主な事業】

1. こどもの健全育成事業
2. 相談事業
3. こども企画事業
4. 中高生の居場所事業
5. 要支援児童事業
6. 親支援事業
7. 地域連携・異世代交流事業
8. 情報提供事業
9. その他

子供の食を守るための活動について

1 ひとり親支援「子育て応援フードバンク」

コロナ禍における母子家庭の状況

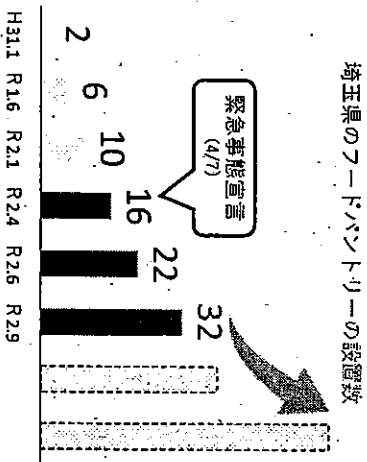
母子家庭の  
18.2% → 食事回数を減らした  
14.8% → 1回の食事を減らした  
(NPO法人による調査※、5年～10年前)

広がるフードバンクリー活動

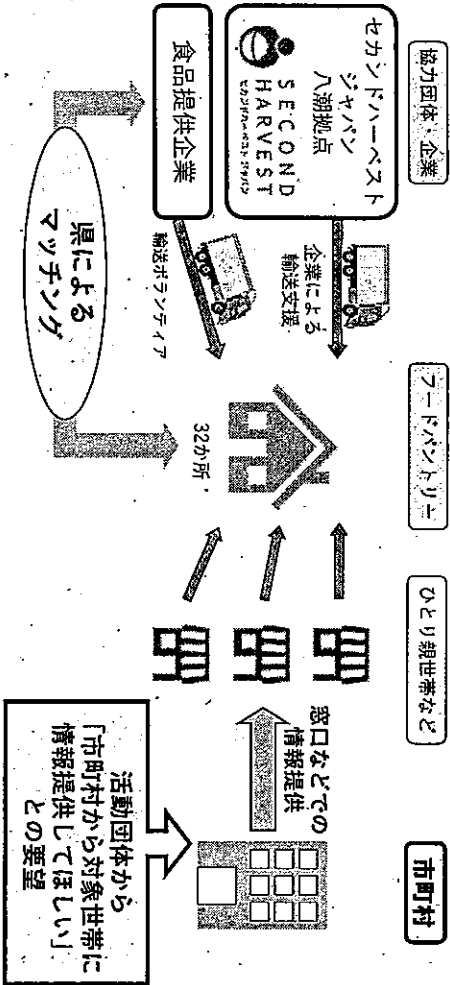
フードバンクリーとは…  
食品企業や農家などから食料の提供を受け、  
生活に困窮するひとり親家庭などに無料で  
手渡すための拠点



真に支援が必要な子供たちの  
食を守る活動



2 フードバンクリーと行政との連携



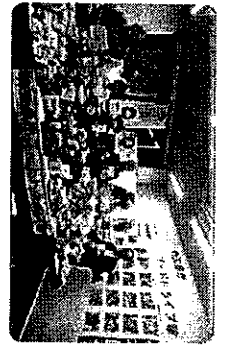
行政の信頼性を生かしたマッチングや  
ひとり親支援窓口での情報提供などによって  
継続的な支援につながる

3 行政によるフードドライブ

県庁フードドライブ

令和元年6月15日 (木)  
令和元年11月14日 (木)  
令和2年5月13日 (水)  
～5月21日 (木)

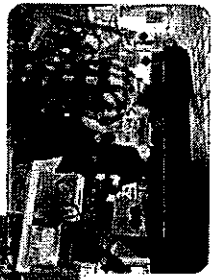
令和2年9月18日 (金) ～ 一般県民も対象に  
期間を定めず実施中



市町村によるフードドライブ

- ◆常設型
  - ・越谷市リサイクルプラザ啓発施設内
  - ・さいたま市内の16カ所
  - ・など

- ◆イベント型
  - ・加須市
  - ・戸田市
  - ・入間市
  - ・白岡市
  - ・杉戸町
  - ・など



# 保育分野での修学や就職のための支援資金貸付制度

## 事業の目的

埼玉県社会福祉協議会を通じて、修学資金や潜在保育士の再就職に係る準備金等の貸付を行い、保育人材の確保を図る。

事業名	対象者	概要	貸付期間	貸付額	返還免除要件
保育士修学資金貸付	指定保育士養成施設の学生	保育士を目指す学生に修学資金の一部を貸し付ける。	2年	月額5万円以内 入学時加算20万円 卒業時加算20万円	県内保育所に5年間勤務
保育補助者雇上支援	保育事業者	雇用・労働環境改善に取り組む保育事業者に、保育補助者の雇い上げ費用を補助する。	3年	年額295.3万円	保育補助者が保育士資格を取得
保育士保育所復帰支援	保育士	未就学児をもつ潜在保育士に保育料の一部を貸付ける。	1年	月額2.7万円以内	県内保育所に2年間勤務
保育士就業準備支援	保育士	保育所に就職する潜在保育士(週20時間以上)に就職準備金を貸付ける。	—	40万円	県内保育所に2年間勤務
新規 未就学児を持つ保育士の子ども の預かり支援	保育士	未就学児を持つ保育士の子ども の預かり支援に必要な費用を貸付ける。	2年	年額12.3万円以内	県内保育所に2年間勤務
新規 潜在保育士就職準備金貸付 (県単事業)	保育士	保育所に就職する潜在保育士(週10時間以上～20時間未満)に就職準備金を貸付ける。	—	20万円	県内保育所に2年間勤務
変更 新卒保育士就職準備金貸付 (県単事業)	保育事業者	保育所に就職する新卒保育士(月20日1日6時間以上)に就職準備金を貸付ける。	—	20万円	県内保育所に2年間勤務



# 新卒保育士就職準備金貸付事業の変更点

## 1 貸付後の異動制限を一部緩和

変更前

新卒保育士  
(A市内の保育所等に配属)



他市町村施設への異動は不可  
(A市内のみ)

<返還免除要件>

市町村・事業者負担にかかわらず  
同一市町村内の保育所等で2年間、勤務。

変更後

新卒保育士  
(A市内の保育所等に配属)



5万円を事業者が負担した場合、  
他市町村施設への異動は可能  
(県内どこでもOK)

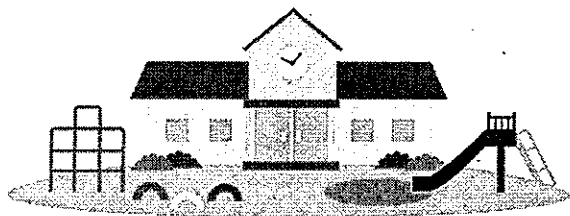
<返還免除要件>

埼玉県内の保育所等で2年間、勤務。  
ただし、市町村が負担した場合は、従来どおり。

## 2 キャリアパス要件の対象を拡大

変更前

- ①申請時にキャリアパス要件を満たしている施設



× 新設園は実質、申請不可

変更後

- ①申請時にキャリアパス要件を満たしている施設  
②新卒保育士を採用する日までにキャリアパス要件を満たす見込みと市町村長が認めた施設



○ 新設園も申請可

## ひとり親世帯臨時特別給付金の執行状況について

市(政令市・中核市含む)・町・村

区分		市町村からの交付申請に対する国の交付決定世帯数(8月)	受給対象者からの申請に対する県(町村分)、市の支給決定世帯数(9月末)
基本給付	① 児童扶養手当受給世帯	43,477	42,700
	② 年金受給による不支給世帯	3,820	1,437
	③ 家計急変世帯	12,753	1,037
追加給付	④ ①に該当し、家計が急変し、収入が減少した世帯	38,418	22,773
	⑤ ②に該当し、家計が急変し、収入が減少した世帯	3,211	764
	合計	101,679	68,711

## 課題

- 1 家計が急変し、収入が児童扶養手当受給世帯と同水準になった世帯(基本給付)の申請が見込みより大幅に少ない。
- 2 児童扶養手当受給世帯や年金受給による児童扶養手当不支給世帯で家計急変による収入減少世帯(追加給付)の申請が見込みより少ない。

＜ 給付金対象者＞

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準の方
- ④ 上記①に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方
- ⑤ 上記②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて

後援 0-2

家計が急変したひとり親家庭の方へ

給付金の申請はお済みですか？

ひとり親世帯臨時特別給付金

1世帯当たり5万円が受け取れます。

(第2子以降1人につき3万円を加算)

お早めに支給要件をご確認ください！

### 支給対象となる方

● 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。

- ▶ 収入基準額 (親1人、子ども1人の世帯の場合) : 365万円未満
- ▶ 令和2年6月以降に上記要件に該当した方も対象です。
- ▶ 「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含みます。

● 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している。

- ▶ 平成14年4月1日以降 (障害の状態にあるお子さんの場合は平成12年4月1日以降) に生まれたお子さんが対象です。

\* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

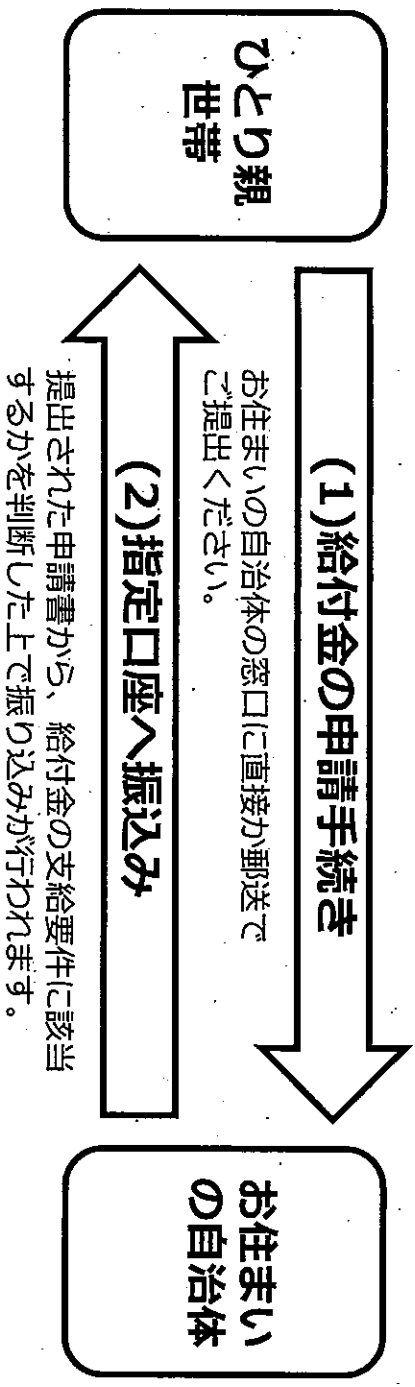
「ひとひ親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、地方自治体によって異なります。また、ご自身が支給を受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

## 給付金（家計急変者対象）の支給手続き

- ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金（家計急変者対象）の支給を受けるためには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要な事項を記入して、お住まいの市区町村の窓口へ直接、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して基本給付の申請時に指定された口座に**可能な限り速やかに振り込み**ます。



## 給付金（家計急変者対象）について、よくあるご質問

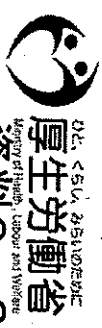
- Q) 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。
- A) 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。
- Q) 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。
- A) 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。
- Q) 添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか。
- A) 例えば、下記が考えられます。
- ・ 給与収入を有する方は給与明細など
  - ・ 事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など
  - ・ 公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書など

### 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などがかつた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ



ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた  
ひとり親家庭の方へ

**追加給付の申請はお済みですか？**

## ひとり親世帯臨時特別給付金

ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた方で  
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、

さらに、1世帯当たり **5万円** が受け取れます

\*追加給付の場合、申請書の提出のみで添付書類は必要ありません。

**お早めに支給要件をご確認ください！**

### 支給対象となる方

- ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けている。
  - ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金を申請中の場合も対象となります。
  - ▶ 追加給付の対象者については、裏面をご確認ください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した。
  - ▶ 収入の減少額や減少割合に一律の基準はありません。
  - ▶ 内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。

\*支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

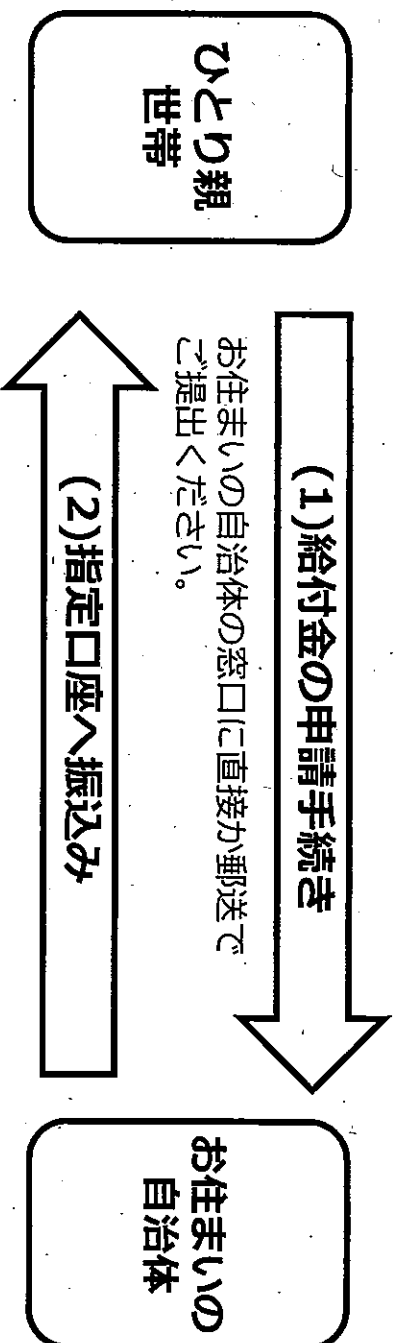
「ひとりの親世帯臨時特別給付金」コールセンター

**0120-400-903** (受付時間：平日9:00～18:00)

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、地方自治体によって異なります。  
また、ご自身が支給が受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市  
区町村までお問い合わせください。

## 追加給付の支給手続き

- ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付の支給を受けるためには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要な事項を記入して、お住まいの市区町村の窓口**に直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対し、申請内容を確認して、基本給付の申請時に指定された口座に**可能な限り速やかに振り込み**ます。



## 追加給付の対象者

### ■ 以下のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者でひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた方
- ② 公的年金等<sup>※1</sup>を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方<sup>※2</sup>でひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた方(これから基本給付の申請を行い、給付金の支給を受ける予定の方も対象です。)

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

**!** 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などがかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

## SNSを活用した児童虐待相談事業（アカウント名：親と子どもの悩みごと相談@埼玉）

こども安全課

## 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、これまでに経験したことのないストレスにより児童虐待のリスクが高まっているため、虐待の未然防止が喫緊の課題となっている。

そのため、SNSを活用し、子供や保護者がどこからでも相談できる相談窓口を令和2年9月1日（火）から開設した。

## 2 事業内容

## (1) 相談受付時間

月曜～金曜午前9時～午後9時

土・日曜、祝日午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

## (2) 登録方法

◎埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/gyakutai-taiou/snsgyakutaisoudan.html>)

LINE 検索から	「二次元コード」から	「友だち追加ボタン」から
LINE アプリのホーム画面の検索で、「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」で検索して追加。 ※「友だち検索」機能ではありません。	スマートフォン、タブレットで以下の二次元コードを読み取って追加  	PC、スマートフォン、タブレットから以下の友だち追加ボタン」をタップして追加。  

## 3 依頼事項 市町村広報誌等を通じ周知をお願いしたい。



こども安全課

## 里親委託推進事業

### 1 事業目的

虐待など様々な事情により、自分の家庭で生活できない子供たちに、家庭環境で愛着形成を図ることができる里親への委託を推進する。

### 2 現状(令和2年10月1日速報値)

社会的養護が必要な児童数	1, 866人
乳児院・児童養護施設入所数	1, 449人
里親等委託児童数	417人(約22%)

### 3 依頼事項

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度はイベントでの周知活動をほとんど実施していません。ついては、チラシの配架、市町村広報紙への掲載、民生委員の集まり、役員会などでの周知に御協力をお願いします。

また、「里親入門講座」も回数・人数ともに制限しているため、受講できる人数が大幅に減少しています。そこで、9月29日からこども安全課ホームページで、オンラインでの「里親入門講座」を開始しています。どうぞ御覧いただき、御案内についても御協力をお願いします。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/satooya/satooya-kouza.html>



# さと おや 里親登録 しませんか

あなたの一歩が子供の未来を変える…

さまざまな事情により、自分の家庭で生活できない  
子供たちがいます。

そんな子供たちを家族の一員として迎え入れ、  
温かい愛情と家庭的な環境で育てていく、  
児童福祉法に定められた制度が「里親制度」です。

「里親制度」について詳しくは  
お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せ下さい。



### お問合せ先一覧

#### 中央児童相談所

〒362-0013 上尾市上尾村 1242-1  
048-775-4152

#### 南児童相談所

〒333-0848 川口市芝下 1-1-56  
048-262-4152

#### 川越児童相談所

〒350-0838 川越市宮元町 33-1  
049-223-4152

#### 所沢児童相談所

〒359-0042 所沢市並木 1-9-2  
04-2992-4152

#### 熊谷児童相談所

〒360-0014 熊谷市箱田 5-12-1  
048-521-4152

#### 越谷児童相談所

〒343-0033 越谷市恩間 402-1  
048-975-4152

#### 草加児童相談所

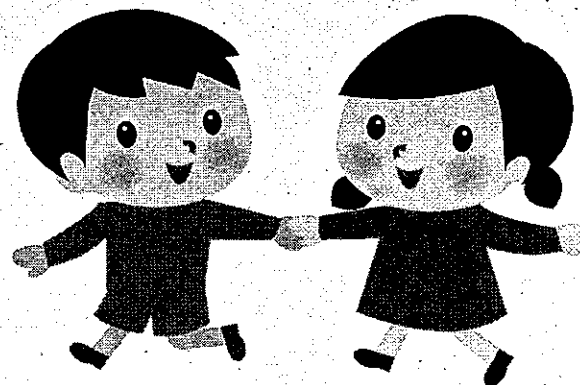
〒340-0035 草加市西町 425-2  
048-920-4152

#### さいたま市児童相談所

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎 4-4-10  
048-711-2416

# さと おや 里親制度

## ってなんだろう？



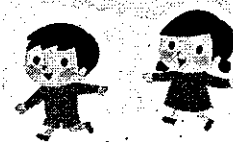
結婚・妊娠・出産・子育ての情報を一つにまとめて  
情報提供しています。里親制度も紹介していますので、  
ぜひ御覧ください。

埼玉県 子育て応援公式サイト





# もっとたくさんの里親家庭を!



さまざまな子供たちのために、さまざまな里親さんが求められています。

里親になるための条件は難しいものではありません。

## 里親の種類

- **養育里親** 要保護児童(\*)を養育する里親
- **専門里親** 特に支援が必要な被虐待児などを養育する里親
- **養子縁組里親** 将来的に養子縁組によって実子とすることを希望する里親
- **親族里親** 特別な理由で家庭養育が困難な親族の児童を養育する里親(扶養義務者)

## 里親になるための要件

次の要件を満たしていることが必要で、専門里親になるためにはこの要件に加えて別途要件があります。

- 経済的に困窮していないこと
- 本人やその同居人が欠格事由(\*)に該当しないこと
- 県が行う所定の研修を修了したこと

\*要保護児童とは…さまざまな理由により、自分の家庭で暮らすことができない子供のことをいいます。

\*欠格事由とは…児童福祉法第34条の20に定められています。

里親になるためには、里親登録をする必要があります。

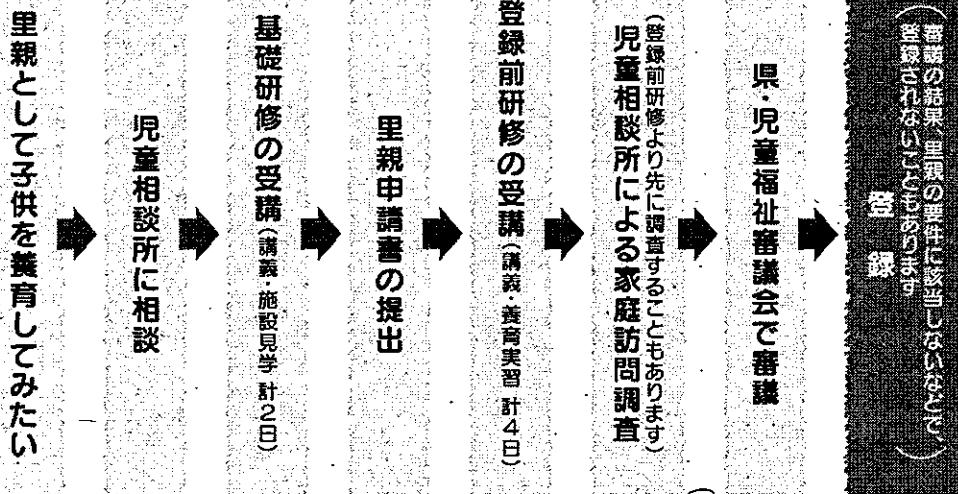
里親登録された家庭に子供が家族の一員として加わるまで。

## 里親登録までの流れ

里親登録されるまでには、原則として次のような手続きがあります。お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せ下さい。

## 子供の紹介から面接まで

児童相談所は、子供の状況などを踏まえ登録された里親の中から候補を選びます。子供との交流の後、正式に子供の養育をお願いすることになります。



## 委託の検討

児童相談所が、里親委託が可能な子供にふさわしい里親との組合せを検討します。

## 紹介

児童相談所から里親への委託候補の子供の状態などを説明します。

## 面会

紹介された里親は、委託候補の子供と面会を行います。

## 外出・外泊

子供が里親との時間に不安を感じなくなった段階で、子供との外出や外泊を行います。

## 委託

里親と子供との関係に問題がなければ、正式に委託をいたします。

